

令和2年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

はじめに

平素は、三重県こころの健康センターの業務に対してご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。令和2年度版三重県こころの健康センター所報をお届けします。

令和元年12月から報告されている新型コロナウイルス感染症は、現在も全世界に影響を与え続けており、もちろん精神保健の上にも大きな影を落としています。感染症で亡くなられた方、罹患された方、家族を亡くされた方、職を失われた方など多くの方がその影響を受けていると思います。この場を借りて皆様にお見舞いを申し上げます。また、感染症業務にそして感染症のためにリスクを負って種々の業務に従事している関係者の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

平成22年以降減少していた全国自殺者数と同様、三重県でも近年自殺者数は減少していましたが、令和2年には増加の方向へ向かいました。地域の自殺の基礎資料（自殺日・住居地 確定値）によると、三重県自殺者数は、令和元年→令和2年になって、総数298→319、男性207→206、女性91→113と女性自殺者数の増加がありました。これも新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

一方、良いこともありました。この感染症の発生により、人と直接会ってつながりを持つことの重要性を誰もが痛感したように思います。また、電子メールやSNSなどの媒体を使用して意思疎通を図ることは発展しました。当センターでもZOOMなどを利用してオンライン研修・講演会を開催することに慣れてきました。遠方の関係機関様からは好評です。しかし、相手の表情を見ながら、言葉のニュアンスを察しながら相談するというようなことについては、直接会うことには当然かないません。多忙な中でも顔をあわせることの重要性を再認識しました。

令和2年度からひきこもり者やそのご家族への訪問を開始しました。少ない職員なので多くの訪問はできないのですが、支援手段を増やすということは重要です。ご本人が外出されなくても、訪問時にお会いできなくても、自宅へ伺うことを了承していただければ、ご家族への訪問を実施するだけでも、家族内の力動が変わり、家族や本人の変化が起こることは珍しくありません。今後も継続していきたいと思います。

精神医療審査会や精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費支給認定の判定については、相変わらず事務作業量は膨大ですが、公正な処理を継続していきたいと思います。

今後もよろしくお願い致します。

令和4年2月

三重県こころの健康センター
所長 楠本みちる

目 次

I こころの健康センター概要

1	沿 革	1
2	業 務	1
3	施設の概要	4
4	組織及び職員構成	5
5	県内の市町と人口	6

II こころの健康センターの活動概要

1	技術指導・技術支援	7
	(1) 関係機関への技術指導・技術援助	
	(2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営	
	(3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の情報共有	
	(4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣	
2	教育研修	11
	(1) 精神保健福祉研修	
3	普及啓発	14
	(1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発	
	(2) 「こころのケアガイドブック」の作成	
	(3) ホームページによる普及啓発	
	(4) メールマガジンの発行	
	(5) 職員による講演活動（再掲）	
4	精神保健福祉専門相談	18
	(1) 専門電話相談	
	(2) 専門面接相談	
	(3) 全体の相談件数	
	(4) 特定相談指導事業（再掲）	
	(5) こころの傾聴テレフォン	
5	組織育成・支援	25
	(1) 家族会への支援	
	(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援	
	(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援	

6	薬物相談ネットワーク整備事業	27
	(1) 依存症専門相談	
	(2) 家族教室	
	(3) 依存症フォーラム	
	(4) NPO法人との協働委託事業	
	(5) ギャンブル障害集団プログラム	
7	ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）	30
	(1) ひきこもり専門相談	
	(2) 家族教室・家族のつどい	
	(3) 講演会・研修会	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 普及啓発	
	(6) 地域におけるひきこもり事例検討会	
8	自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）	34
	(1) 自殺予防・自死遺族相談	
	(2) 講演会・研修会	
	(3) 普及啓発事業	
	(4) 自死遺族支援	
	(5) その他関係機関との連携及び技術支援	
	(6) その他	
9	精神医療審査会の審査に関する事務	39
	(1) 入院届・定期病状報告の審査	
	(2) 退院請求・処遇改善請求の審査	
	(3) 参考資料（精神科病院一覧、病床数、入院患者の状況）	
10	精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務	44
	(1) 令和2年度 交付状況	
	(2) 手帳の所持者数（各年度末）	
	(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率	
11	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務	47
	(1) 受給者証認定申請件数（令和2年度）	
	(2) 受給者証所持者数（年度別）	
	(3) 受給者証所持者数（年齢別）	
	(4) 受給者証所持者数（疾患別）	
	(5) 受給者証所持者数及び所持率（保健所別）	

12 その他	49
(1) 心神喪失者等医療観察法関連	
(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援	
(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加	

Ⅲ 資料集

1 メールマガジン（第40号～第42号）	51
2 令和2年度 三重県こころの健康センター業務の方向性	58

I こころの健康センター概要

1 沿革

三重県こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設置された地域精神保健福祉活動の中核機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設。保健環境部保健予防課の分室としてスタート。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同庁舎1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立。「三重県条例第5号」
- 平成11年8月 保険医療機関開設。「三重県条例第5号の一部改正」
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い、保健所支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療費の判定・承認業務、精神医療審査会事務局が業務に加わる。
- 平成19年5月 こころの傾聴テレフォン開始。
- 平成20年4月 三重県津庁舎保健所棟2階（津市桜橋3丁目446-34）に移転。
- 平成23年4月 精神保健福祉相談を専門相談化。
- 平成23年4月 三重県自殺対策情報センターを開設。
- 平成25年4月 三重県ひきこもり地域支援センターを開設。
- 平成30年3月 三重県自殺対策情報センターから三重県自殺対策推進センターに名称変更

2 業務

三重県こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省保健医療局長通知、平成8年1月19日）に基づき、県内全域を管轄し次の業務を行っている。

（1）企画立案

精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、助言を行う。

（2）技術指導及び技術支援

精神保健福祉活動を推進するため、保健所・市町及び関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

（3）教育研修

障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、

その他の関係機関等で、精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

精神保健医療福祉分野に関する正しい知識や、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、支援を行う。

(5) 精神保健福祉専門相談

精神保健医療福祉に関する一般的な相談のみならず、複雑または困難なものも扱う。特に、「ひきこもり」「依存症」「自殺予防・自死遺族」については専門相談を標榜する。当事者、家族、支援者いずれも対象とする。

(6) 組織育成・支援

精神保健福祉の向上を図るためには、県民や民間団体などによる活動も重要である。家族会、当事者会、関係機関等の育成支援に努める。

(7) 薬物相談ネットワーク整備事業

薬物相談や依存症専門の対応ができる人材を育成するための研修や、依存症問題家族教室を開催するとともに、センターの依存症相談機能を充実する。また、薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。

(8) ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

ひきこもり専門相談機能を高めながら、ひきこもり家族教室・家族のつどいを開催し、ひきこもり相談に総合的に対応する体制を整備する。ひきこもり地域支援センターとして、ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修を実施したり、ひきこもり支援ネットワークの構築に努力する。

(9) 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

自殺対策推進センターにおいて、自殺予防・自死遺族への相談対応ができる人材を育成するための研修や、自死遺族のつどい（わかちあいの会）を開催するなど、自殺予防・自死遺族の相談機能を充実する。また、自殺対策所管課や保健所と協力して、市町自殺対策所管部署等関係機関への支援を行う。

(10) こころの健康危機管理事業

こころの健康危機管理に対応できるよう、人材育成の研修を行うとともに、こころのケアに対する支援体制の整備支援を行う。

(11) 精神医療審査会の審査に関する事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第12条の規定により設置された精神医療審査会の開催事務及び審査会の審査に必要な事務を行う。また、同法第38条の4の規定による退院等の請求に関する審査に必要な事務を行う。

(12) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び承認事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する判定業務及び承認業務を行う。

(13) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第53条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請に関する判定業務を行う。

(14) その他

① 調査研究

統計及び資料を収集・整備し、県、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

3 施設の概要

(1) 所在地

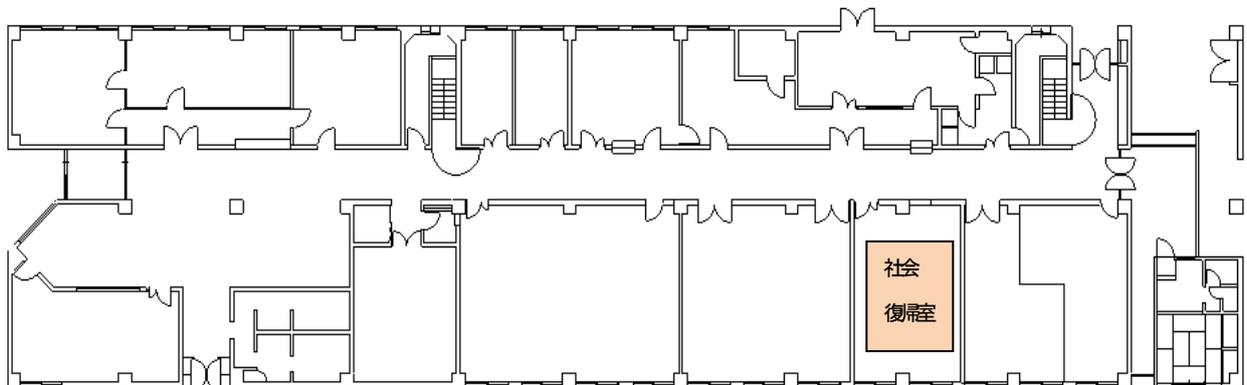
三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

(2) 施設の状況

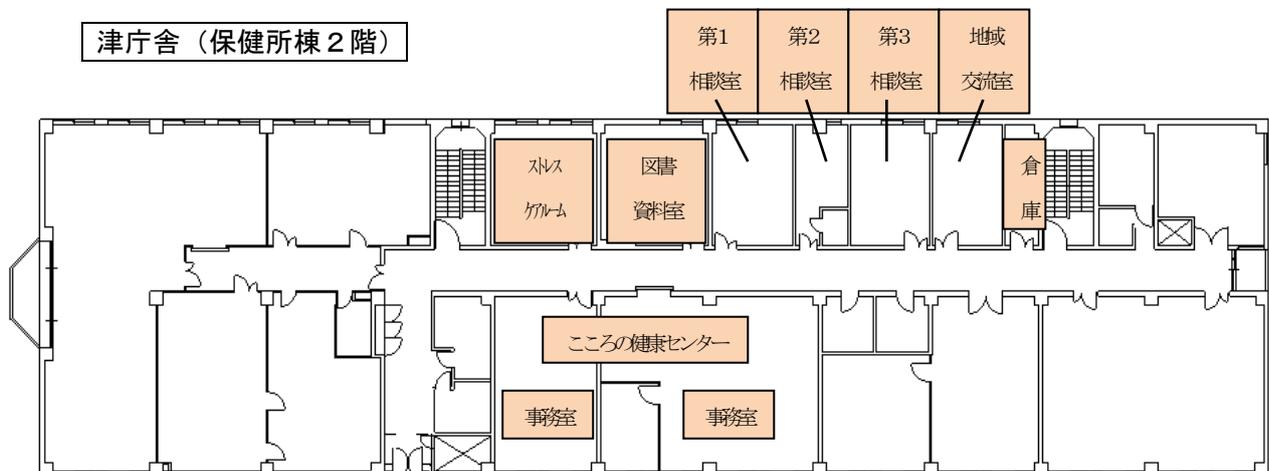
① 敷地面積 (津庁舎)	23,879.63㎡	
② 建物面積 (保健所棟)	延床面積	3,447.68㎡
③ 建物構造 (保健所棟)	鉄筋コンクリート造3階建	
④ 各室面積		
事務室 (電話相談室)	110.63㎡、	事務・作業室 53.24㎡、
第1相談室 (診察室)	29.12㎡、	第2相談室 24.00㎡、
第3相談室	23.68㎡、	図書資料室 38.40㎡、
ストレスケアルーム	38.40㎡、	地域交流室 19.20㎡、
倉庫	19.20㎡、	社会復帰室 (保健所棟1階) 50.97㎡
		計 406.84㎡

(3) 平面図 (令和2年4月1日現在)

津庁舎 (保健所棟1階)



津庁舎 (保健所棟2階)



4 組織及び職員構成 (令和2年4月1日現在)

(1) 組織及び所掌事務

所 長 — 副所長 (兼)	審査総務課 (4名)	センター管理・総務・予算・経理 精神障害者保健福祉手帳事務 自立支援医療費(精神通院医療)事務 精神医療審査会事務局 センター長会、センター研究協議会 精神保健福祉協議会事務局
	技術指導課 (5名) 嘱託員	精神保健福祉に関する技術指導・技術支援 教育研修の企画立案と実施 精神保健福祉に関する普及啓発 精神保健福祉専門相談 協力組織育成・支援 薬物相談ネットワーク整備事業 こころの健康危機管理事業 ひきこもり対策事業 (三重県ひきこもり地域支援センター) 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター)

(2) 職員構成

職 名	職 種	人 数
所 長	医師	1
副所長兼審査総務課長 (事務吏員)	一般事務	1
技術指導課長 (技術吏員)	保健師	1
主幹兼課長代理 (事務吏員)	一般事務	1
主幹兼課長代理 (技術吏員)	看護師	1
主 査 (事務吏員)	一般事務	1
主 査 (技術吏員)	精神保健福祉士	1
主 任 (事務吏員)	一般事務	1
主 任 (技術吏員)	看護師	1
技 師 (技術吏員)	保健師	1
嘱託員	自殺対策推進センター支援員	(1)
嘱託員 (非常勤)	こころの傾聴テレフォンリスナー	(20)
計		10(21)

5 県内の市町と人口

令和2年4月1日現在



市町名	人口(人)
県計	1,771,855
津市	273,638
四日市市	310,019
伊勢市	122,894
松阪市	158,997
桑名市	138,976
鈴鹿市	195,328
名張市	76,074
尾鷲市	16,214
亀山市	49,904
鳥羽市	17,617
熊野市	15,789
いなべ市	45,420
志摩市	46,161
伊賀市	86,306
木曾岬町	6,111
東員町	25,664
菰野町	40,335
朝日町	11,033
川越町	14,987
多気町	14,244
明和町	22,519
大台町	8,786
玉城町	15,118
度会町	7,822
大紀町	7,811
南伊勢町	11,042
紀北町	14,556
御浜町	8,024
紀宝町	10,466

Ⅱ こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援

(1) 関係機関への技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町及び関係諸機関に対して、企画助言、情報提供、ケース援助、事例検討、研修会・研究会、連絡調整、委員会・会議等、精神保健福祉に関する技術指導・技術支援を行った。

関係機関への技術指導・技術援助 (令和2年度 実施回数)

企画助言	情報提供	ケース援助	事例検討	研修会・研究会	連絡調整	委員会・会議	その他	合計
37	31	32	23	37	23	48	8	239

内容別内訳

(令和2年度延べ件数)

区分	内 容												合計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	0	15	7	7	7	0	2	2	5	0	1	11	57
市町	0	12	5	5	5	0	3	2	10	0	1	9	52
福祉事務所	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6
医療機関	2	12	5	5	5	0	0	1	2	0	2	5	39
介護老人保健施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
障害者支援施設	1	10	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	17
社会福祉施設	0	1	4	4	4	0	0	1	2	0	1	2	19
その他	0	14	6	6	6	1	9	5	4	0	2	4	57
合計	4	64	29	29	29	1	14	11	24	0	9	35	249

(2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営

精神保健福祉相談担当者会議を1回開催した。

精神保健福祉相談担当職員のスキルアップのため、役割や対応・考え方について意見交換を実施している。

開催年月日	運営・協議の内容
令和3年 3月18日(木)	* みえ障がい者共生社会づくりプランについて * 依存症関連 * 自殺対策事業 * 意見交換

※ 保健所(精神保健福祉相談担当者)、県健康推進課(精神保健班)が参加

(3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の情報共有

保健所精神保健福祉相談担当者会議で行った研修会や事例検討を基に、保健所の役割や対応・考え方についてまとめ、平成27年度に「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」を作成・発行した。

過去に保健所で対応した多くの危機事例とその対応、考え方等を掲載しており、保健所で有効に活用され、精神危機管理・危機介入業務がスムーズに実施できることを目的としている。

保健所の精神保健福祉相談担当者にハンドブックの活用を周知した。

(4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的とし、下記の研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。

① 保健所

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
令和2年 8月18日(火)	令和2年度紀南地域自殺対策協議会 「紀南地域の自殺の現状」	熊野保健所	紀南紀南地域 自殺対策協議 会委員	13	精神保健 福祉士
令和2年 9月24日(木)	令和2年度第1回 津地域精神保健福祉連絡協議会 (こころ津むぎねっと) 「事例検討を通じて津地域の (あったらいいな)」を語ろう	津保健所	津圏域の 精神保健福祉 関係者	50	保健師
令和2年 11月9日(月)	令和2年度第1回尾鷲地域自殺 ネットワーク会議 「三重県の自殺の状況について」	尾鷲保健所	尾鷲地域自殺 対策ネット ワーク委員	29	保健師
令和3年 3月18日(木)	伊賀地区薬物乱用防止指導員研修 会 「依存症の基礎知識」	伊賀保健所	薬物乱用防止 指導員、薬物乱 用防止啓発団 体	15	看護師

② 市町

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
令和2年 7月7日(火)	尾鷲市事例検討会	尾鷲市	市社会福祉協 議会、障害者総 合相談支援セ ンター、市職 員、尾鷲保健所	9	精神保健 福祉士

令和2年 9月25日(金)	令和2年度ひきこもりサポ「ひきこ もりの理解と対応について」	伊勢市	ひきこもりサ ポーター、市社 会福祉協議会、 市職員	26	所長 看護師
令和2年 10月31日(土)	令和2年度ピアサポーター養成研修 「県下のピアサポーターの状況と 活動について」	明和町	ピアサポータ ー、町職員	26	精神保健 福祉士
令和2年 11月10日(火)	桑名市保健福祉部内研修 「自殺予防相談対応について」	桑名市	窓口業務担当 職員、地域包括 支援センター 職員、福祉なん でも相談セン ター職員	20	看護師
令和2年 11月20日(金)	令和2年度第1回津市自殺対策 ネットワーク会議 「三重県の自殺の現状について」	津市	津市自殺対策 ネットワーク 会議委員	26	保健師
令和2年 12月1日(火)	桑名市なんでも相談センター研修 「ひきこもり相談と支援の実際」	桑名市	保健師、地域包 括支援センタ ー職員	12	所長 看護師
令和3年 2月1日(月)	令和2年度第2回津市自殺対策 ネットワーク会議 「三重県の自殺の現状について」、 「自殺予防相談の状況や対応に ついて」	津市	津市自殺対策 ネットワーク 会議委員	17	保健師

③ その他

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
令和2年 10月4日(日)	三重県臨床心理士会研修会 「三重県の自殺対策について」	三重県臨床 心理士会	三重県臨床 心理士会会員	70	所長

2 教育研修

(1) 精神保健福祉研修

相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、基礎・専門研修を実施している。

① 精神保健福祉基礎研修

対象： 精神保健福祉業務に従事しておおむね3年未満の方（初任者向け研修会）

実施日時	内 容
新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、研修資料を期間限定で公開し、自主学習による開催とした。 【資料掲載期間】 令和2年6月11日 (木)～6月30日 (火)	精神保健福祉基礎研修【基礎知識編】 資料「精神保健福祉総論～歴史と理念～」 資料「精神保健福祉総論 ～精神保健福祉の法体系・施策と社会資源～」 資料「精神保健の基礎知識～疾患の理解と対応～」
新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、中止とした。	精神保健福祉基礎研修【基礎技術編】

② 精神保健福祉専門研修

対象：精神保健福祉業務に携わっている方（現任者向け研修会）

実施日時	内 容
	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、中止とした。

③ 教育研修

【精神科医療と福祉の連携研修会】

対象：精神科病院、障害福祉サービス事業所、指定特定・指定一般相談支援事業所、障がい者（総合）相談支援センター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、市町・保健所精神保健福祉担当者など

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和3年 2月26日（金） 10:00～12:00 三重県津庁舎 63会議室及び Cisco Webex Meetingsによる オンライン	講演：本人のリカバリーが最も促進される 「家族まるごと支援」 -地域で支えるメリデン版訪問家族支援の 理念と実践技術- 講師：京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 福祉生活デザイン学科 准教授 佐藤 純 氏	94

【退院後支援スキルアップ研修会】

対象：精神科病院、障害福祉サービス事業所、指定特定・指定一般相談支援事業所、障がい者（総合）相談支援センター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、市町・保健所精神保健福祉担当者など

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和3年 2月22日（月） 13:30～16:00 三重県津庁舎 65会議室及び Cisco Webex Meetingsによる オンライン	講演：「精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築について」 講師：岡山県精神保健福祉センター 所長 野口 正行 氏	81

【三重 DPAT 研修】

対象：DPAT 登録病院 DPAT チーム（医師・看護師・ロジスティクス等（3～5名））、
精神科病院職員、市町職員、保健所職員

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和3年 2月27日（土） 13:00～16:30 Cisco Webex Meetings による オンライン	①. DPAT 体制について 講師：こころの医療センター ②. DPAT 活動における各職種の役割について 講師：榊原病院、こころの医療センター ③. DPAT 活動における感染症対策 講師：静岡県立こころの医療センター （DPAT 事務局イーラーニング研修より） ④. 三重県地震被害想定と三重県の防災体制について 平時における精神科救急医療体制について 講師：三重県防災対策部 災害対策課 防災訓練班 三重県医療保健部 健康推進課 精神保健班	44

④ その他（詳細は各事業該当ページを参照）

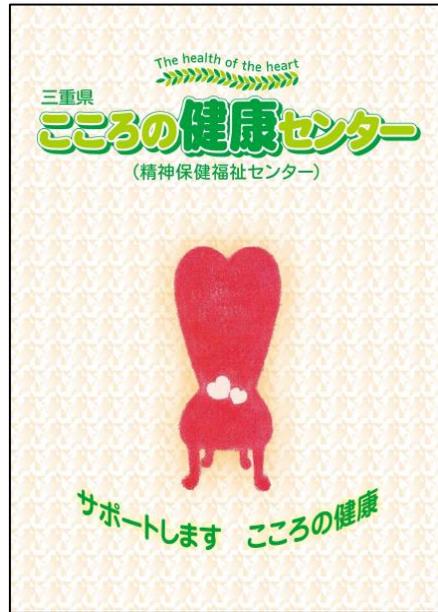
- 薬物相談ネットワーク整備事業： 依存症に関する講演会・依存症フォーラム
- ひきこもり対策事業： ひきこもり講演会・支援者スキルアップ研修会
- 自殺対策事業： 相談窓口対応力向上研修

3 普及啓発

精神保健福祉の知識、精神障がいの正しい知識、県内の社会資源情報等について、普及啓発活動を実施した。

(1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発

案内リーフレットにより、こころの健康センターの機能の紹介に努めた。



(2) 「こころのケアガイドブック」の作成

こころのケアガイドブックは、県内の精神保健医療福祉に関する社会資源情報を掲載した冊子として、平成14年3月に初版を発行した。

その後、平成18年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、相談支援体制や福祉サービス制度が大幅に改正され、複雑な仕組みに変わった。

そのため、地域での支援に活用していた
だくことを目的に、平成23年度に社会資源
情報を整理し、「こころのケアガイドブック」
を改訂・発行した。その後も毎年度更新を行い、
情報提供をしている。

掲載項目は「医療機関編」「相談窓口編」
「専門相談編」「社会資源編」となっている。
令和元年度版以降は、冊子は作成せず、
ホームページに情報を掲載し、その都度修正を
加えて最新情報の提供に努めている。



(3) ホームページによる普及啓発

平成23年度にホームページの方向性を「啓発・情報発信の中核」と位置付け、充実させていくこととし、センター内事業の情報だけでなく県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載するよう取り組んでいる。

また、研修会を開催した場合は可能な限り研修資料をホームページに掲載するようになっている。

なお、令和2年度は年間計31回更新し、タイムリーな情報提供に努めた。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

本文 Foreign Languages 文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒

Mie Prefectural Government

サイト内検索 検索

健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: トップページ > 健康・福祉・子ども > 健康 > こころの健康センター (精神保健福祉センター)
担当所属: 県庁の組織一覧 > 医療保健部 > こころの健康センター

健康

- 健康総合
- 厚生統計
- 年次報告 (保健所・福祉事務所)
- 健康づくり
- 食育
- こころの健康センター

LINEで送る 印刷する

こころの健康センター (精神保健福祉センター)

こころの健康センター (精神保健福祉センター) は、精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るための機関として、様々な情報を掲載しています。

■ [新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口のご案内](#)

- > [こころの健康センターの紹介](#)
- > [審査・自立支援・手帳](#)
- > [三重県内の社会資源情報](#)
- > [ひきこもり地域支援センター](#)
- > [依存症関連情報](#)
- > [精神保健福祉 \(基礎・専門\) 研修会の案内](#)
- > [精神疾患の理解と対応](#)
- > [関係機関からの案内](#)
- > [専門相談のご案内](#)
- > [三重県自殺対策推進センター](#)
- > [災害時のこころのケア](#)

(4) メールマガジンの発行

当センターの業務内容や精神保健福祉に関する情報を関係機関に紹介するため、平成22年度からメールマガジン「センターだより『こころの健康』」を発行している。

令和2年度は第40号から第42号まで発行した（「資料編」に掲載）。当センターのホームページにも掲載した。

	発行年月	内 容
第 40 号	令和 2 年 9 月	・新型コロナウイルスとこころのケア ・自殺予防週間について
第 41 号	令和 2 年 11 月	・アルコール依存症、啓発週間について ・依存症フォーラム報告
第 42 号	令和 3 年 3 月	・ひきこもり講演会・スキルアップ研修会報告 ・自殺対策強化月間

(5) 職員による講演活動（再掲）

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的として、研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。（研修会・勉強会の実施主体別に掲載）

4 精神保健福祉専門相談

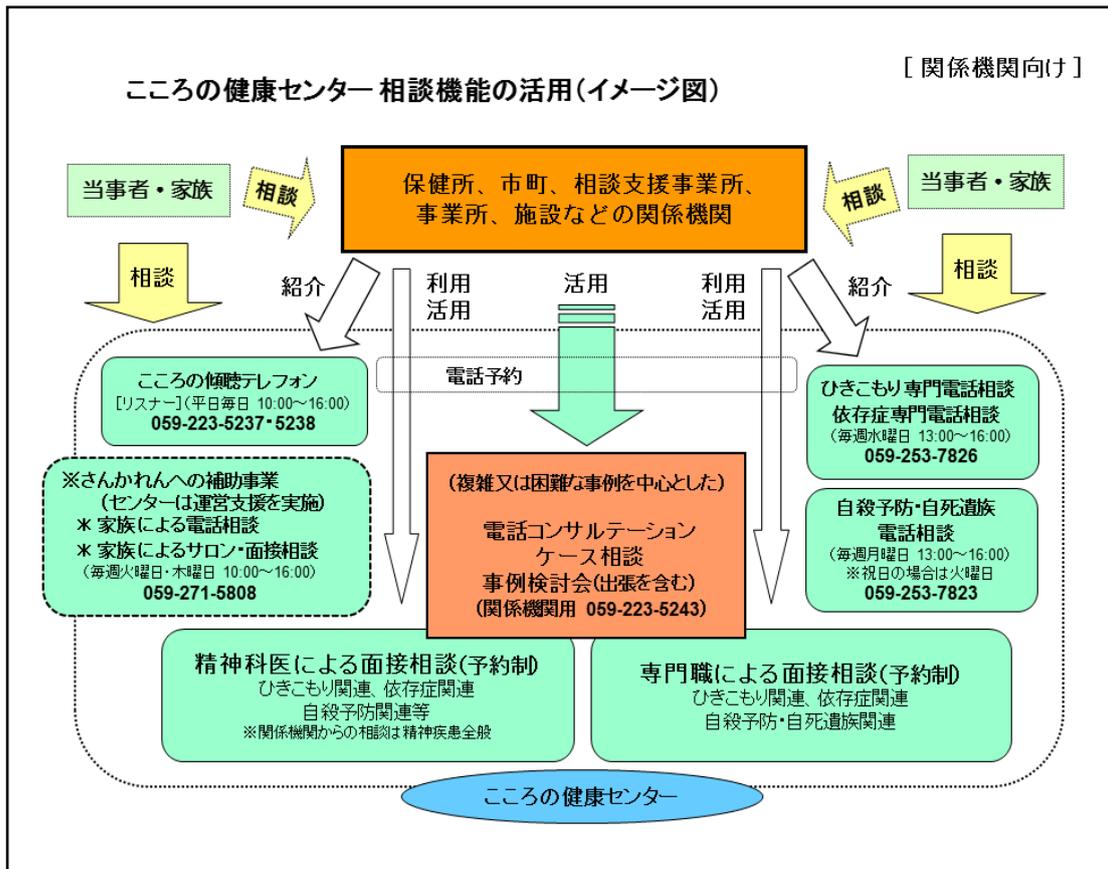
(専門相談へ移行した経緯)

こころの健康センターでは、県民から幅広く相談を受ける「精神保健福祉相談」を実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

そのため、平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、所内に検討会を設置して1年間に及ぶ検討を行った。県内外の相談機関の現状を把握するとともに、精神保健福祉に携わる県内の支援機関にアンケートを実施（150箇所送付、うち回答105箇所）して、こころの健康センターに求められている役割を調査した。

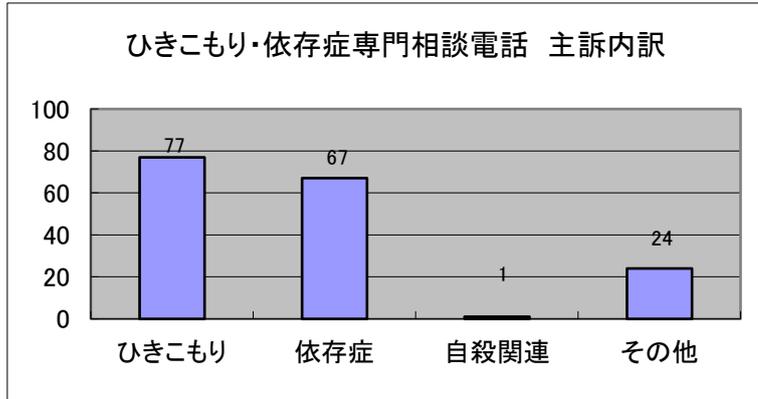
その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」「専門的な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

※ 平成23年4月1日からの相談機能（一部修正）



(1) 専門電話相談

① ひきこもり・依存症 専門電話相談 (毎週水曜日13:00~16:00)

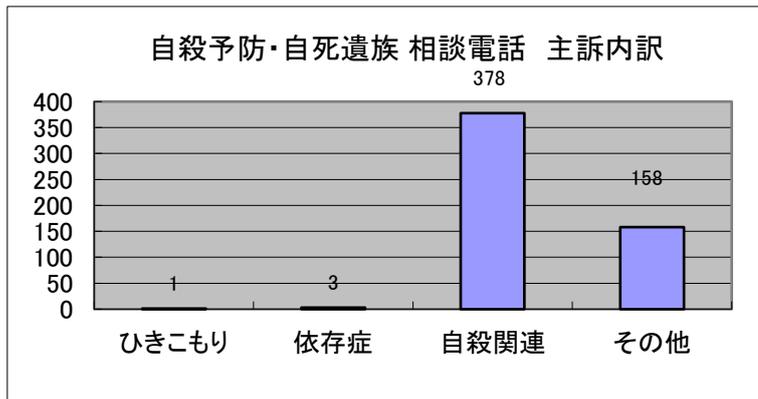


- ★ 開設日数 50 日
- ★ 相談件数 169 件
(全相談件数の%)
- ★ 1日平均 3.38 件
(専門相談 3 時間中)
- ★ 主訴が「ひきこもり」「依存症」の割合は計 85.2%となっている

② 自殺予防・自死遺族 電話相談 (4~6月: 毎週月曜日13:00~16:00

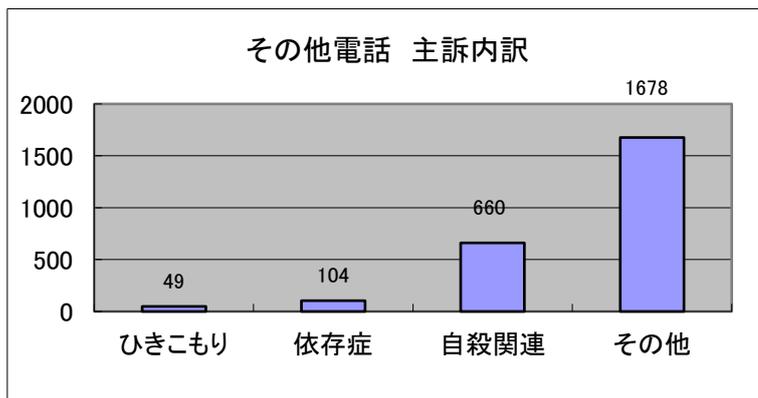
※祝日の場合は火曜日

7~3月: 月~金曜日13:00~16:00)



- ★ 開設日数 194 日
(統一ダイヤル相談日を含む)
- ★ 相談件数 540 件
(全相談件数の16.8%)
- ★ 1日平均 2.78 件
(専門相談 3 時間中)
- ★ 主訴が「自殺予防・自死遺族」の割合は 70%となっている

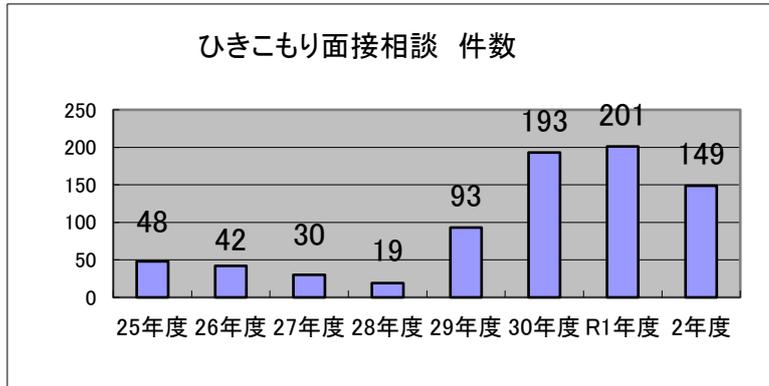
③ その他 (上記以外への電話)



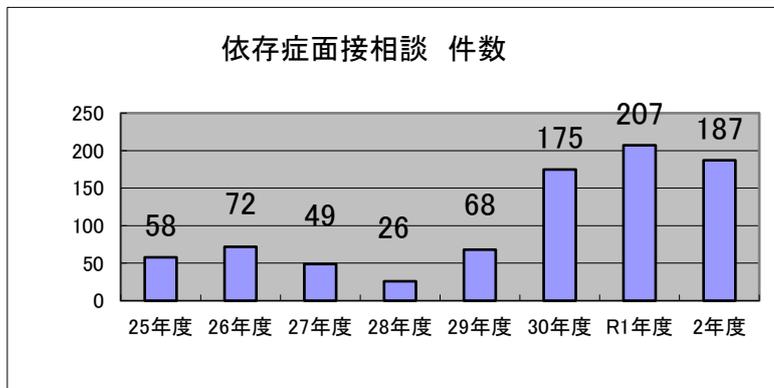
- ★ 相談件数 2,491 件
(全相談件数の77.8%)

(2) 専門面接相談

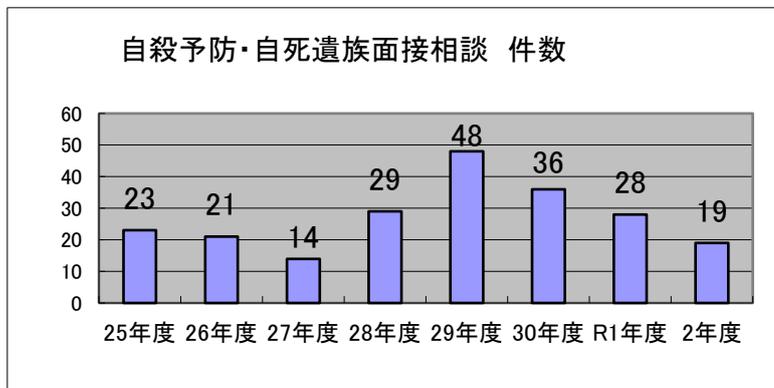
① ひきこもり面接相談



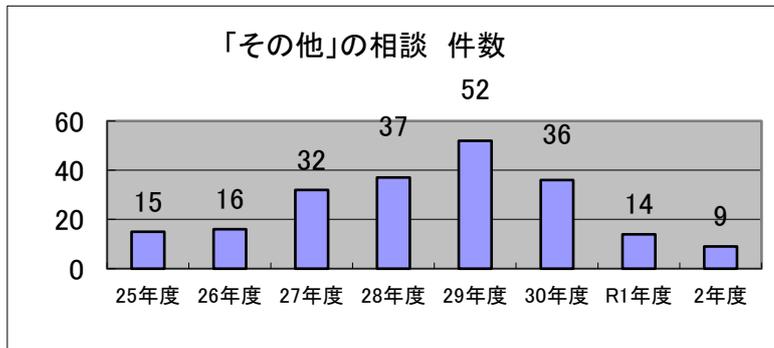
② 依存症面接相談



③ 自殺予防・自死遺族面接相談



④ その他



(3) 全体の相談件数

表1 令和2年度 来所相談・訪問指導の受付経路

区分	実人数	(再掲) 新規者の受付経路			
		保健所	市町村	医療機関	その他
計	166 (うち、 訪問指導4)	1	4	4	75

表2 令和2年度 来所・電話相談の詳細

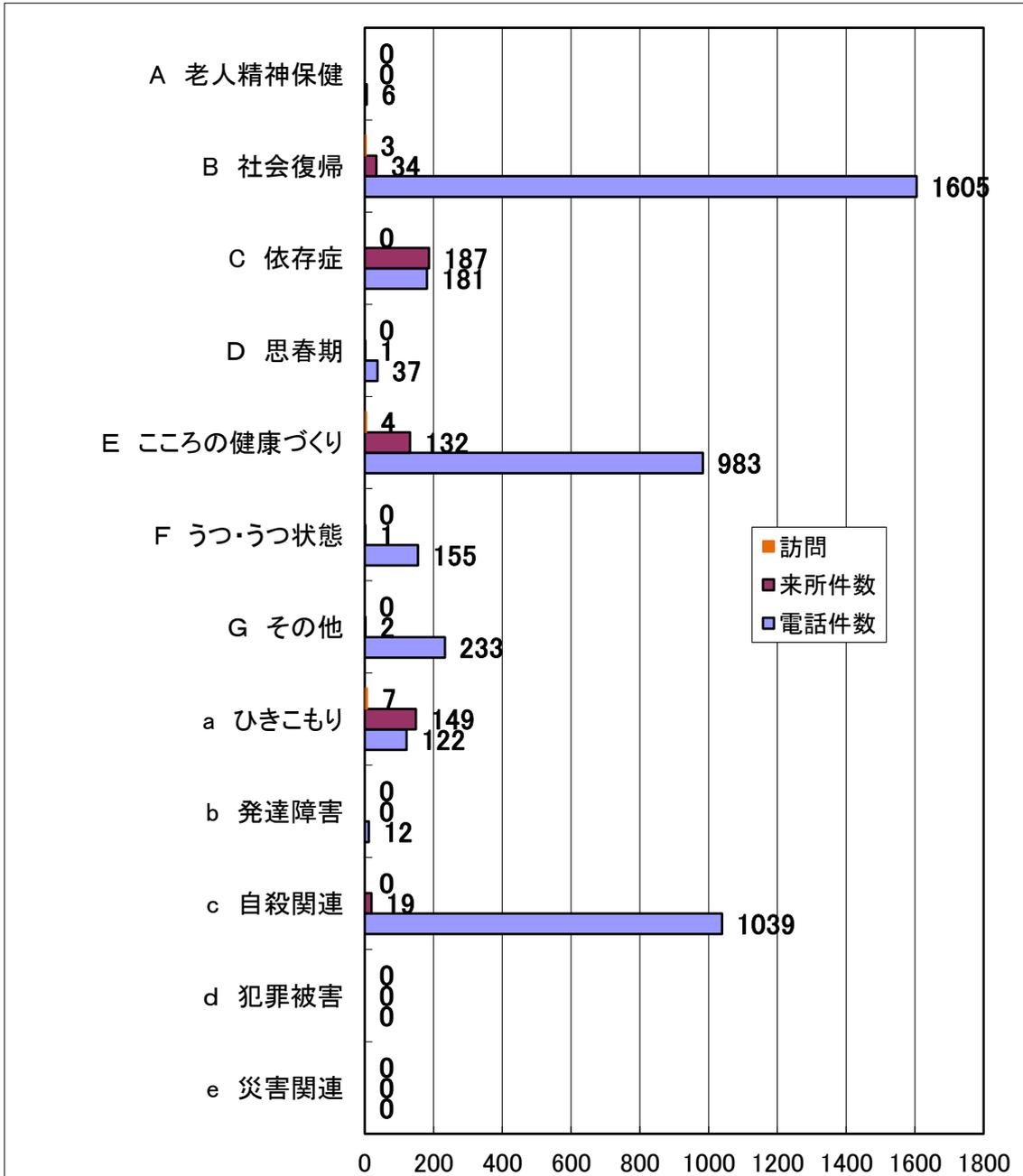
区分	実人数	(再掲) 相談														計の再掲					
		延人数														ひきこもり	発達障害	自殺関連	の(再掲)遺族(自殺者)	犯罪被害	災害関連
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計							
来所相談	162	0	37	12	10	143	14	1	136	1	0	0	10	364	149	0	19	18	0	0	
訪問指導	4														7	0	0	0	0	0	
電話による相談	—	6	1605	30	6	105	22	37	983	155	60	2	189	3200	122	12	1039	382	0	0	

表3 相談者別相談件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
来所相談 【うち 訪問指導】	145 (84)	146 (57)	125 (83)	111 (86)	261 (78)	440 (165)	450 (160)	364 【7】 (166)
電話相談 (関係者からの 相談含む)	507	527	758	711	1,066	1,322	1,596	3,200

() は新規数

表 4 精神保健福祉専門相談（訪問・来所・電話）の相談内容別 延べ件数



※ この件数は当センターで受けた全相談件数であり、専門相談日以外にセンターで相談を受けた件数も含む。※ a～eはA～Gの再掲。

(4) 特定相談指導事業（再掲）

①思春期相談（思春期精神保健に関する相談指導等）

令和2年度の相談は延べ38件であった。

ひきこもりや不登校、発達障がいなどの社会を取り巻く環境の変化に伴い、今後、相談内容の多様化も予想される。

②アルコール相談（アルコール関連問題に関する指導等）

令和2年度の相談は延べ42件であった。

アルコール健康障害対策基本法、飲酒運転0（ゼロ）条例の制定など、アルコール問題への対策が進められており、社会の関心も高まっている。今後も柔軟に相談に対応していく。

（5）こころの傾聴テレフォン

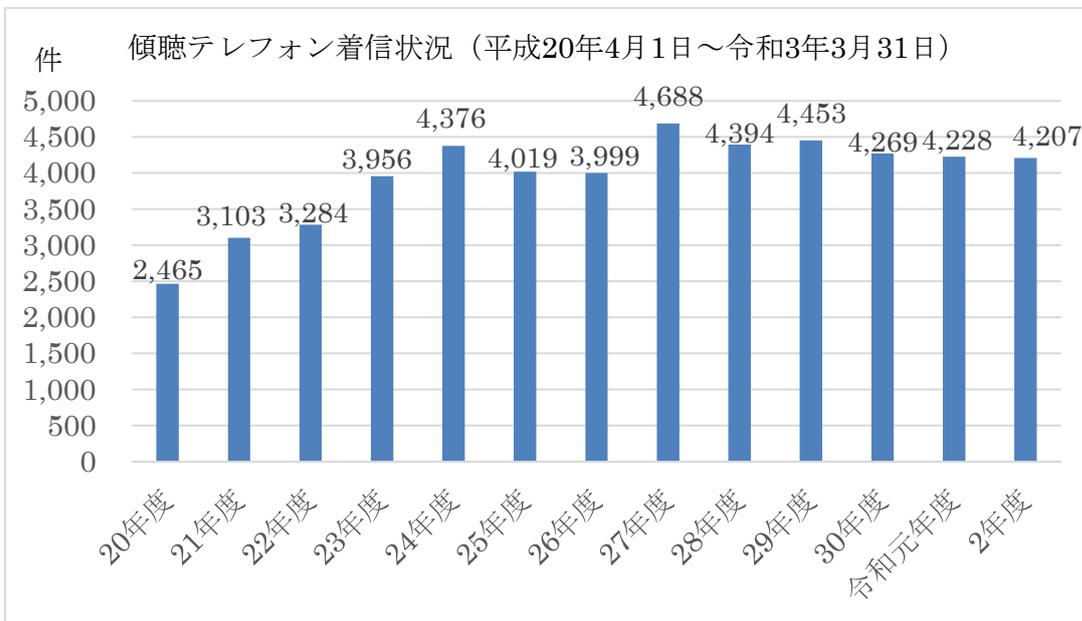
（開設に至った経緯）

平成13年度、こころの健康センターでは青年期・中壮年期におけるこころのケア実態調査を行った。この結果、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修機能の強化、地域で気軽に相談できる体制づくりと関係者のネットワーク化が望まれていることが明らかになった。

このことから、三重県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ21」の中で、メンタルヘルスが中心課題のひとつと位置づけられた。これに沿って平成14年度から「傾聴できる人・身近で話を聴くことのできる人」としての『リスナー』の養成がなされてきた。

平成19年度から、リスナー養成の目的に沿った「身近にある、話を聴く窓口」となることを目指して「こころの傾聴テレフォン」を開設、リスナーによる傾聴電話が開始された。

傾聴テレフォン着信状況（平成20年4月1日～令和3年3月31日）



平成19年度からの月別通話件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度	—	2	57	81	88	88	100	148	140	185	178	136
20年度	169	181	210	191	187	217	230	197	228	238	194	223
21年度	220	212	259	263	267	244	362	271	256	243	221	285
22年度	281	275	291	242	277	337	265	291	224	238	253	310
23年度	303	306	376	310	385	343	338	286	275	333	335	366
24年度	345	392	374	343	384	363	383	387	342	367	342	354
25年度	388	305	346	379	377	340	403	325	266	307	282	301
26年度	304	330	328	356	334	347	385	307	331	286	323	368
27年度	376	323	401	422	399	405	407	389	400	355	380	431
28年度	381	360	404	371	392	362	335	362	327	323	362	415
29年度	364	398	416	390	384	377	351	334	339	355	365	380
30年度	379	383	378	361	392	267	369	349	345	340	351	355
令和元年度	375	354	375	386	322	347	369	367	346	326	312	349
2年度	377	327	345	352	343	353	400	329	339	321	327	394

※平成19年5月28日開始

5 組織育成・支援

(1) 家族会への支援

① 三重県精神保健福祉会（さんかれん）

昭和44年8月に病院家族会「いすず会」が中心になり、「三重県精神障害者家族会連合会（三家連）」が設立された。社会資源がほとんどない時代から現在に至るまで、精神障がい者の社会復帰を目指した活動・取り組みを継続して行っている。

平成18年4月にはNPO法人化され「三重県精神保健福祉会（さんかれん）」となった。

平成21年度からは住宅保証人制度や就業支援に、平成23年度からは「家族のための家族相談（電話・面接・サロン）」や家族相談員研修会にも取り組んでいる。

② 家族会（地域、病院、施設）

「さんかれん」の会員となっている県内の家族会は、地域家族会11箇所（うち2ヶ所休止中）、病院家族会1箇所、施設家族会2箇所であり、それぞれの地域で活動を行っている。

【支援状況】

センターでは「さんかれん」運営への支援を随時実施するとともに、各種大会・研修会への参加を通じて、家族会への支援を行っている。

内 容	参加・支援回数
「さんかれん」への運営支援・家族相談への支援	随時
家族相談振り返り会への参加・運営支援	7回
理事会・総会・拡大部会への参加	0回
さんかれん大会等の実行委員会への参加・支援 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、さんかれん大会は中止)	—

(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援

① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会（こころのボランティア協議会）

平成11年度に7つの精神保健福祉ボランティアグループで構成する連絡協議会が発足した。現在は、3つの構成団体がボランティア団体の相互の情報交換や障がい者スポーツ大会への協力を行っている。

② 三重てのひら

平成元年から当センターで実施した、精神保健福祉ボランティア教室の修了生により、平成4年に結成された。平成15年度から当センターで実施されていたデイケアを引き継ぎ、毎週月曜日及び第2・第4金曜日に当事者サロン「ありんこ」を開催・運営している。

【支援状況】

センターでは、こころのボランティア協議会の運営を支援するとともに、「三重でのひら」が運営している当事者サロン「ありんこ」に参加するなど、ボランティアへの支援を行っている。

内 容	参加・支援回数
こころのボランティア協議会への参加	随時
サロン「ありんこ」への参加・運営支援	随時

(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援

センターでは、「こころのケアガイドブック」へ当事者会・当事者グループの活動内容を紹介するとともに、ホームページへも掲載している。

6 薬物相談ネットワーク整備事業

三重県こころの健康センターは、平成11年度から薬物相談ネットワーク整備事業を実施している。事業では、依存症に悩む当事者への支援だけでなく、その家族や関係者が、依存症について正しい知識を持ち、適切な対応を学ぶことを目的としている。依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルと多岐にわたっており、近年、それらに関連する法律が整備され、計画の策定も進められている。依存症については、関係機関が連携し、依存症についての社会全体の関心と理解を深めるとともに、当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくことが重要である。

当センターでは、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、啓発フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組んでいる。

(1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日） 181件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、依存症相談総数）
- ② 依存症専門来所相談 187件 （相談の内訳）

	薬物	ギャンブル	アルコール	その他
電話相談	6	105	30	40
来所相談	10	143	12	22

(2) 家族教室

薬物だけでなく、様々な依存対象が精神保健福祉上の問題となるため、平成21年度から家族教室の名称を「薬物問題家族教室」から「依存症問題家族教室」と改め、全5回シリーズで開催している。

	実施日	内容	参加人数
①	令和2年 8月21日（金） →新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止	「依存症の理解」「状況を整理する」「安全な対応を考える」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる 三重県こころの健康センター スタッフ	
②	令和2年 9月18日（金）	「コミュニケーションを変える」 「望ましい行動を増やす方法/望ましくない行動への対応」 三重県こころの健康センター スタッフ	3
③	令和2年 10月16日（金）	「あなた自身の生活を豊かにする」 京都府立大学 准教授 山野 尚美 氏	6
④	令和2年 12月18日（金）	「怒りのコントロールを学ぶ」 三重県立こころの医療センター地域生活支援部 山元 孝二 氏	5
⑤	令和3年 2月19日（金）	「依存症とその回復」 特定非営利活動法人 三重ダルク代表 市川 岳仁 氏	8

実施回数4回、参加延人数22名

(3) 依存症フォーラム 第21/22回三重ダルクフォーラム

(NPO法人三重ダルクと共催)

日 時： 令和2年8月29日（土）13:00～16:30

開催方法： オンライン

内 容： 講演及び対談、体験談

テーマ 「依存症自助グループと障害者運動：無力の力、他力と自力」

・講演

講師 東京大学 先端科学技術研究センター 准教授 熊谷 晋一郎 氏

・対談

東京大学 先端科学技術研究センター 准教授 熊谷 晋一郎 氏

特定非営利活動法人 三重ダルク 代表 市川 岳仁 氏

特定非営利活動法人 東京ダルク 代表 幸田 実 氏

特定非営利活動法人 長崎ダルク 代表 中川 賀雅 氏

関西学院大学 教授 佐藤 哲彦 氏

・三重ダルクメンバーの語り

対象者： 県民、当事者、家族、支援者（教育・医療・保健・福祉更生保護などに

従事する者）

(4) NPO法人との協働委託事業

地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有し、依存症者がより回復への道を歩むことを目的に、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施している。

① 「依存症ネットワーク会議」の開催

依存症問題を抱える当事者・家族等を、地域のネットワークで支えられるよう、地域の関係機関が情報交換、情報共有を行うことで、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応できる支援体制の構築を目的としている。

実施地域： 県内5箇所（北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域）

対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊賀地域	令和2年10月27日（火） 13:30～16:00	三重県伊賀庁舎大会議室	24
中勢地域	令和2年11月20日（金） 13:30～16:00	三重県津庁舎大会議室	24
南勢志摩地域	令和2年12月25日（金） 13:30～16:00	三重県津庁舎大会議室	40
東紀州地域	令和3年1月22日（金） 13:30～16:00	三重県尾鷲庁舎大会議室	26
北勢地域	令和3年1月29日（金） 13:30～16:00	三重県四日市庁舎大会議室	40

実施回数5回、参加延人数154名

② 依存症に関する講演会

日 時： 令和2年11月27日（金）14:00～16:30

場 所： 三重県津庁舎大会議室

内 容：

テーマ 「ギャンブル等プロセス依存の対処法
～金銭問題の解決と生活環境改善に向けて～」

講師 認定NPO法人ワンデーポート理事長

司法書士 稲村 厚 氏

対象者： 医療、保健、福祉、教育、更生保護など精神保健福祉および依存症関連問題に従事する者)

参加者数： 58名

(5) ギャンブル障害集団プログラム

平成30年10月からギャンブル等の問題で悩んでいる方を対象に、毎月第2土曜日に島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム：SAT-G（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）を用いた集団プログラムを実施している。

実施日	令和2年 4月11日	令和2年 5月9日	令和2年 6月13日	令和2年 7月18日	令和2年 8月8日	令和2年 9月12日
参加人数	→新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止	→新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止	4	4	→新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止	2
実施日	令和2年 10月10日	令和2年 11月14日	令和2年 12月12日	令和3年 1月9日	令和3年 2月13日	令和3年 3月13日
参加人数	→新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止	4	3	3	4	4

実施回数8回、参加延人数28名

7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（事業の経緯）

こころの健康センターでは、平成15年度に「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」により、ひきこもり等の相談事例の収集分析を実施した。その結果、就学終了とともに支援が途切れ、本人・家族共に、家庭内で問題を抱えながら長期にひきこもっている事例も少なくない現状が浮かび上がった。

そこで、平成16年7月から「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として、ひきこもり相談等の対応困難な事例の支援体制の検討を行うとともに、「ひきこもりサポート事業」としてひきこもり支援を開始した。また、平成17年度からは民間精神科病院（総合心療センターひなが）への業務委託により「サポートセンター」を設置し、対応困難な事例への支援体制を整えた（平成18年度まで2年間）。

平成19年度から「こころの相談機関のためのサポートセンター機能」は当センター内に位置付けられた。また平成19年度から平成22年度までは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の「みえ舞台づくり 若者の自立支援プログラム」の『ひきこもる若者の自立支援事業』として事業を実施した。

平成23年度からは「ひきこもり専門相談」を開始し、ひきこもり支援の専任の非常勤職員が配置された（平成24年度まで2年間）。

平成25年度から、地域におけるひきこもり者支援体制の整備を推進すること等を目的として、当センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」が設置され、事業の効果的な実施に努めている。

（1）ひきこもり専門相談

- ① ひきこもり専門電話相談（毎週水曜日） 127件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、ひきこもり相談総数）
- ② ひきこもり専門面接相談 149件

	計	内 訳			
		精神疾患 の疑い	発達障がい の疑い	パーソナリティ障がい の疑い	その他
電話相談	127	25	10	1	91
来所相談	149	7	0	0	142

- ③ひきこもり訪問
のべ人数 7名
実人数 4名

(2) 家族教室・家族のつどい

① ひきこもり家族教室

ひきこもり問題を抱える家族が、正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し学ぶことによって問題解決能力の向上をはかり、本人の状態改善に役立てることを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

期 間： 令和2年9月～令和3年3月 14時～16時 (全4回)

参加者： 延べ 42名

	日 程	内 容	参加人数
①	令和2年 9月10日(木)	ひきこもりの理解と対応 三重県こころの健康センター所長 楠本みちる	15
②	令和2年 11月12日(木)	ひきこもり当事者の体験発表	12
③	令和3年 1月7日(木)	家族のグループセッション 三重県立こころの医療センター 公認心理士 榊原 規之 氏	9
④	令和3年 3月11日(木)	地域の社会資源と社会参加について 三重県こころの健康センター職員	6

② 家族のつどい

ひきこもり問題を抱える家族同士での交流や情報交換を基本とし、共通する悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりすることを通して学びあうことを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

昨年度までの家族教室への継続参加者

日 時： 令和2年8月20日(木) 14時～16時

参加者： 8名

内 容： フリートーク(家族同士の話し合いや意見交換を中心に行う)

③ 自主的なつどい「虹の会」運営支援

平成25年度「家族のつどい」への参加者を中心に、「自主的なつどい」の開催を働きかけた。

その結果、平成26年1月から毎月開催されるに至り、センターは運営支援を行っている。現在は自主的なつどい「虹の会」として毎月1回開催されている。

開催日： 毎月第3木曜日

参加者： 延べ 46名

(3) 講演会・研修会

① ひきこもり講演会（オンライン講演会）

日 時： 令和3年1月25日（月）13時30分～15時

内 容： 講演 「わが子のひきこもりを長期化させないために
～家族ができること～」

講 師： 斎藤 環 先生

精神科医・筑波大学医学医療系社会精神保健学教授

参加者： 74名（一般・医療・保健・福祉・行政・教育・就労支援関係者等）

② 支援者スキルアップ研修会（オンライン研修会）

（第1回）

日 時： 令和3年3月8日（月）13時30分～16時

内 容： テーマ： 「ひきこもりに関する理解と支援」

講 師： 原田 豊 医師（鳥取県立精神保健福祉センター 所長 精神科医師）
ひきこもり経験者

参加者： 52名

（行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等）

（第2回）

日 時： 令和3年3月12日（金）10時～12時

内 容： テーマ： 『ひきこもり支援の実際』

～三重県内のひきこもりの居場所の紹介～』

講 師： いなべ市、松阪市、伊勢市、紀宝町、伊賀市の各社協

参加者： 52名（行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等）

(4) 関係機関との連携

ひきこもり支援ネットワーク会議の開催

県内のひきこもり支援が円滑に推進され、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり者及び家族への支援に携わる関係機関が連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に開催した。

日 時： 令和3年2月18日（木）13時30分～16時

場 所： 三重県津庁舎 第63議室（オンラインおよび集合）

参加者： 25回線、来場4名、参加者計 38名

（行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等）

(5) 普及啓発

① ホームページによる情報発信

「ひきこもり支援情報ポータルサイト」を平成23年4月に開設し、ひきこもり支援に関する情報の発信に努めた。

② 「ひきこもり社会資源情報」の作成・配付

こころのケアガイドブックから情報を抜粋した「ひきこもり社会資源情報」を作成し、研修会・家族教室等で配付するとともに、ホームページにも掲載した。

(6) 地域におけるひきこもり事例検討会

ひきこもり支援に関わる支援者を対象に事例検討会を実施した。

8 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター)

当県の自殺者数は、平成10年に452名と大幅に増加し、自殺対策の取り組みから、その後は減少し、令和元年は276名となり、令和2年は269名となっている。

(資料：厚生労働省「人口動態統計」自殺日・住居地)

三重県における自殺対策を地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するため、平成21年3月に「三重県自殺対策行動計画」が策定され、さらに平成24年8月に見直された「自殺総合対策大綱」をふまえ、平成25年3月に「第2次三重県自殺対策行動計画」が策定された。その後平成28年4月に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱が閣議決定されたことをふまえ、平成30年3月に第3次三重県自殺対策行動計画が策定された。

当センターでは、平成23年度に「三重県自殺対策情報センター」を設置。専任職員として「自殺対策情報センター支援員」(非常勤1名)を配置し、相談機能を強化した。

平成30年3月に三重県自殺対策推進センターへと名称が変更となった。令和2年7月より「自殺対策推進センター支援員」(会計年度職員1名)を追加し、相談機能を強化した。



三重県自殺対策ロゴマーク

(1) 自殺予防・自死遺族相談

① 自殺予防・自死遺族電話相談 (毎週月曜日 祝日の場合は火曜日) 540件

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月より週1回から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した

② 自殺予防・自死遺族面接相談 19件

来所相談の内訳

	本人	家族	その他	自死遺族	合計
面談件数	1	0	0	18	19

③ 新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談 378件

④ こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

平成20年9月10日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」に、平成26年11月から参加している。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される(ただし、対応するのは三重県自殺対策推進センター 自殺予防・自死遺族電話相談)。

(2) 講演会・研修会

① 自殺対策関係者研修

目 的：新型コロナウイルス感染症拡大による社会生活や経済活動への影響の拡大に伴い、人とのつながりの減少による孤立感や失業・生活困窮などを背景とした自殺リスクの高まりが懸念されており、一層の生きることの包括的な自殺対策を推進することがすすめられている。都道府県・市町においても自殺対策計画の策定が義務付けられ、自殺対策の推進に向けてすすめられているところである。

各市町における自殺対策計画策定後の継続的支援の一環として、より効果的な自殺対策の推進を図れるようになることを目的に、地域自殺対策計画に基づく施策の進捗管理と確認シートの活用についての研修会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催とした。

日 時：令和2年12月4日(金) 13:30～15:30

開催方法：Webex MeetingsによるWeb研修

対 象：市町及び保健所自殺対策担当者等

講義・講師：「三重県の自殺の現状について」三重県こころの健康センター職員
「三重県の自殺対策の取組について」

三重県医療保健部 健康推進課 柴原 唯子 氏

「地域自殺対策計画に基づく施策の進捗管理と確認シートの活用について」

厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター
地域支援室長 森口 和 氏

参 加：30名

② 災害時こころのケア研修

目 的：万が一の大災害などで、被害を受けたとき、人は広範囲にわたる初期反応（身体的、心理的、行動上などの問題）に苦しめられ、これらの初期反応のなかには、強い苦痛をひきおこすことがあり、対処行動を妨げる原因ともなりうる。サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置）は、共感と気遣いに満ちた支援により、初期反応の苦しみを和らげ、被災者自身の適応機能と対行動を促進するということを目的とした心理的支援法であり、災害時に住民に直接関わりうる支援者を対象に研修会を開催した。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催とした。

日 時：令和2年12月15日(火) 13:30～15:30

開催方法：Webex MeetingsによるWeb研修

対 象：市町保健師及び主に市町住民と直接やり取りをしている市町役場職員・防災担当職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、災害時支援にかかわることが想定される保健所職員等

講演：「被災者及び被害者を支えるために
～サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）を学ぶ～」
講師：兵庫県こころのケアセンター 研究主幹 大澤 智子 氏
（人間科学博士・認定臨床心理士・公認心理士・PFA/SPR 認定トレーナー）
参加者：39名

（3）普及啓発事業

① 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動

- 鈴鹿医療科学大学（白子キャンパス）における啓発
日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）
場所：鈴鹿医療科学大学
対象：鈴鹿医療科学大学学生
内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の配布 200部
自殺対策強化月間におけるポスター掲示
- 皇學館大学における啓発
日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）
場所：皇學館大学
対象：皇學館大学学生
内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 80部
- 三重大学における啓発
日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）
場所：三重大学
対象：三重大学学生
内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 70部
- 四日市大学における啓発事業
日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）
場所：四日市大学
対象：四日市大学学生
内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 250部
- 旭美容専門学校における啓発
日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）
令和3年3月1日（月）～3月31日（水）
場所：旭美容専門学校
対象：旭美容専門学校学生

内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び教員による啓発物品の
配布 200部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示

○ 伊勢理容美容専門学校における啓発

日時：令和2年9月10日（木）～9月16日（水）

令和3年3月1日（月）～3月31日（水）

場所：伊勢理容美容専門学校

対象：伊勢理容美容専門学校学生

内容：自殺予防週間におけるポスターの掲示

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び教員による啓発物品の
配布 200部

○ 津庁舎自殺予防普及啓発コーナー設置

日時：令和2年8月24日（月）～9月17日（木）津庁舎1階ロビー

令和3年2月26日（金）～3月5日（金）津庁舎1階ロビー

令和3年3月5日（金）～3月31日（水）津保健所棟1階

場所：三重県津庁舎ロビー及び津保健所棟1階（津保健所と合同設置）

内容：自殺予防ポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット
ティッシュ及びウェットティッシュ等の展示及び配架

○ 県立図書館普及啓発コーナー設置

日時：令和2年8月24日（月）～9月17日（木）

令和3年2月26日（金）～3月31日（水）

場所：県立図書館ロビー（三重県医療保健部健康づくり課と合同設置）

内容：自殺予防のポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット
ティッシュ・ウェットティッシュ・関連図書等の展示及び配架

○ 当センター事業におけるパンフレットの配布・配架

② 自殺予防啓発用ウェットティッシュ及び自殺対策リーフレットの作成

○ 自殺予防啓発用ウェットティッシュ（6,000個）を作成した

○ 「こころの声を聴かせてください」リーフレット（20,000部）を作成した

③ 自殺予防啓発用ウェットティッシュ及び自殺対策リーフレットの配布

○ 自殺予防啓発用ウェットティッシュを各保健所に配布した

○ 県立学校全生徒に「こころの声を聴かせてください」リーフレットを教育委員会通じて配布した（データ配布）。私立学校全生徒に「こころの声を聴かせてください」リーフレットを配布した

④ その他の啓発、情報提供

○ 自殺対策推進センターのホームページに研修会の案内や相談窓口の掲載、当センターやガーベラ会が開催する「わかちあいの会」の情報などを掲載、また自殺に関する統計情報の提供を行った

○ 「こころのケアガイドブック」改訂版の作成を行い、ホームページ上に掲載し社会資源情報及び相談窓口の周知を図った

○ こころの健康センターで発行するメールマガジンに自殺予防対策に関連する記事を掲載し、普及啓発に努めた

○ FM三重「三重県からのお知らせ」にて随時自殺予防及び相談窓口に関する情報を広報した

(4) 自死遺族支援

① 自死遺族の集い（わかちあいの会）の開催

目的：自死遺族の方が突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場として、わかちあいの会を開催した。

日時：原則奇数月第4土曜日 13：30～15：30

場所：こころの健康センター図書資料室

対象：家族を自死で亡くされた方（自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子ども）

協力機関：三重いのちの電話協会

参加者数：第1回 令和2年5月23日（土）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第2回 令和2年7月25日（土）7名（うち新規3名）

第3回 令和2年9月26日（土）1名（うち新規0名）

第4回 令和2年11月28日（土）4名（うち新規2名）

第5回 令和3年1月23日（土）1名（うち新規0名）

第6回 令和3年3月27日（土）3名（うち新規0名）

② 自死遺族支援団体への支援 1団体

(5) その他関係機関との連携及び技術支援

① こころの健康づくりネットワーク会議

・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、書面開催とした

② 保健所における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

・尾鷲保健所：尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議（1回）、

・熊野保健所：危難地域自殺対策連絡会（1回）

③ 市町における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

・津市：こころの健康づくり及び自殺予防ネットワーク会議（2回）

(6) その他

① 市町からの市町自殺対策計画にかかる問い合わせや依頼事項等への対応（随時）

② 市町自殺対策計画にかかるチェックリストに基づく自殺対策推進状況の取りまとめ及びいのち支える自殺対策推進センターへの報告

③ 地域自殺実態プロファイル2020更新版DVDの配布：

各市町、各保健所、三重県医療保健部健康推進課

④ いのち支える自殺対策推進センターからの情報の市町への提供（随時）

9 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は「医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査」及び「精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善の請求の審査」を実施している。こころの健康センターは事務局として精神医療審査会の運営・事務を行っている。

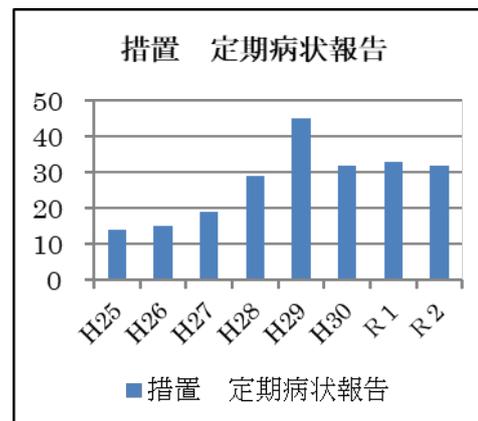
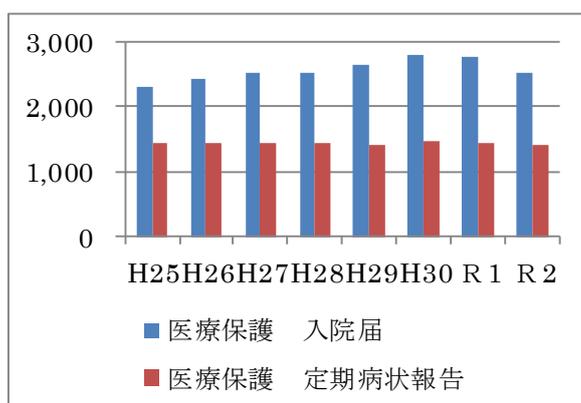
(1) 入院届・定期病状報告の審査

① 入院届・定期病状報告の審査状況

医療保護入院者の入院届	措置入院者の定期病状報告書	医療保護入院者の定期病状報告書	計	審査結果		
				現入院形態での継続	他の入院形態へ移行	入院継続の必要なし
2,528	32	1,423	3,983	3,983	0	0

② 入院届・定期病状報告の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
医療保護入院者 入院届	2,300	2,421	2,529	2,518	2,637	2,808	2,776	2,528
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
医療保護入院者 定期病状報告書	1,426	1,443	1,427	1,435	1,403	1,485	1,439	1,423
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
措置入院者 定期病状報告	14	15	19	29	45	32	33	32
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	3,740	3,879	3,975	3,982	4,085	4,325	4,248	3,983



令和2年度の審査件数は、医療保護入院者入院届 2,528件、定期病状報告1,423件、措置入院者の定期病状報告 32件であり、審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

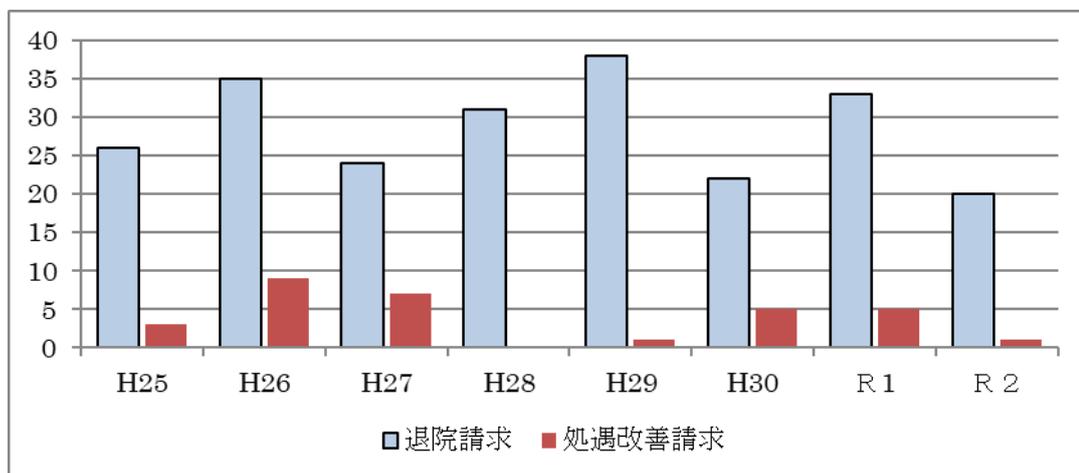
(2) 退院請求・処遇改善請求の審査

① 退院請求・処遇改善請求の審査状況

請求 件数	請求者	請求内容	請求 取下 件数	審査 件数	実地 調査 件数	書面 調査 件数	審査結果
22	入院者本人 19件	退院請求 21件	1	20	19	1	現在の入院形態継続 20件
	代理人・家族 3件	処遇改善請求 1件	0	1	1	0	現在の処遇適当 1件

② 退院請求・処遇改善請求の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
退院請求	26	35	24	31	38	22	33	20
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
処遇改善請求	3	9	7	0	0	5	4	1
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	29	44	31	31	39	27	37	21



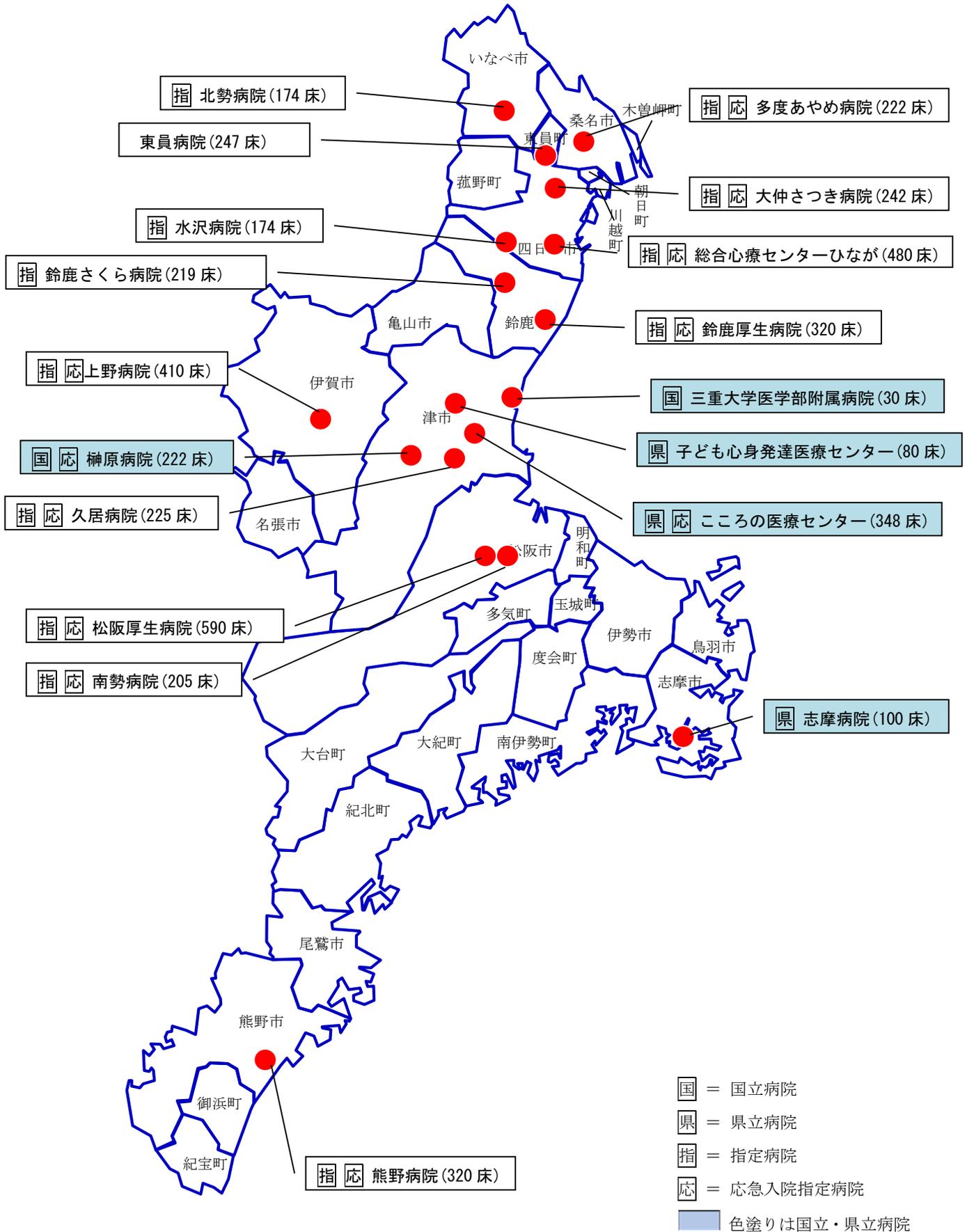
令和2年度の審査件数は21件、うち退院請求が20件、処遇改善請求は1件であった。

退院請求・処遇改善請求22件のうち、1件は請求取り下げとなり、20件は実地調査（意見聴取）を実施し、前回請求から6ヶ月以内の再請求の場合の書面による調査は1件であった。

審査結果は、21件について「現在の入院形態継続・処遇適当」と判断された。

(3) 参考資料

① 三重県の精神科病院一覧 (令和2年6月30日現在) 18病院・4,608床



② 精神科病床数の推移

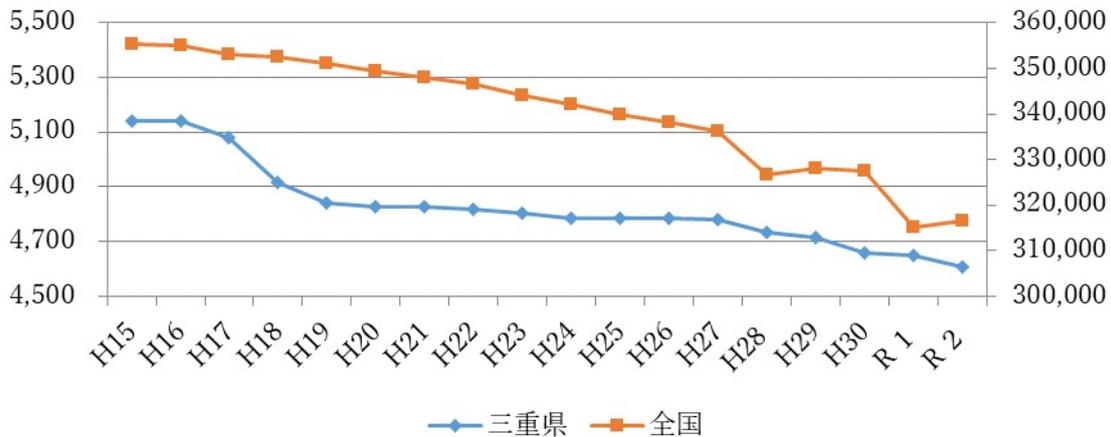
年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
三重県	5,143	5,143	5,081	4,914	4,839	4,829
全 国	355,269	354,923	353,028	352,437	351,188	349,321

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
三重県	4,826	4,818	4,804	4,786	4,786	4,784
全 国	348,121	346,715	344,047	342,194	339,780	338,174

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
三重県	4,781	4,732	4,715	4,658	4,649	4,608
全 国	336,282	326,564	328,182	327,369	315,068	316,543

※ 三重県（H13～）は保護室含む（医療法上の精神病床数）

※ 全国：厚生労働省医療施設調査・精神保健福祉資料（6月30日調査）



③ 入院患者の状況（厚生労働省 精神保健福祉資料 6月30日調査から）

表1 入院患者数の推移（入院形態別）

入院形態 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
措置入院	18	14	13	13	23	26	29	46
医療保護入院	2,026	2,054	2,023	2,057	2,066	2,117	2,169	1,807
任意入院	2,180	2,112	2,062	2,034	1,997	1,963	1,874	2,115
その他	24	25	27	24	18	21	17	18
合 計	4,248	4,205	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986

表2 入院患者数（年齢別）

年代 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
20歳未満	81	86	94	82	60	62	68	67
20～39歳	379	345	327	313	312	294	260	251
40～64歳	1,737	1,673	1,602	1,568	1,520	1,496	1,431	1,393
65歳以上	2,051	2,101	2,102	2,165	2,212	2,275	2,330	2,275
合計	4,248	4,205	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986

表3 入院患者数（疾患別）

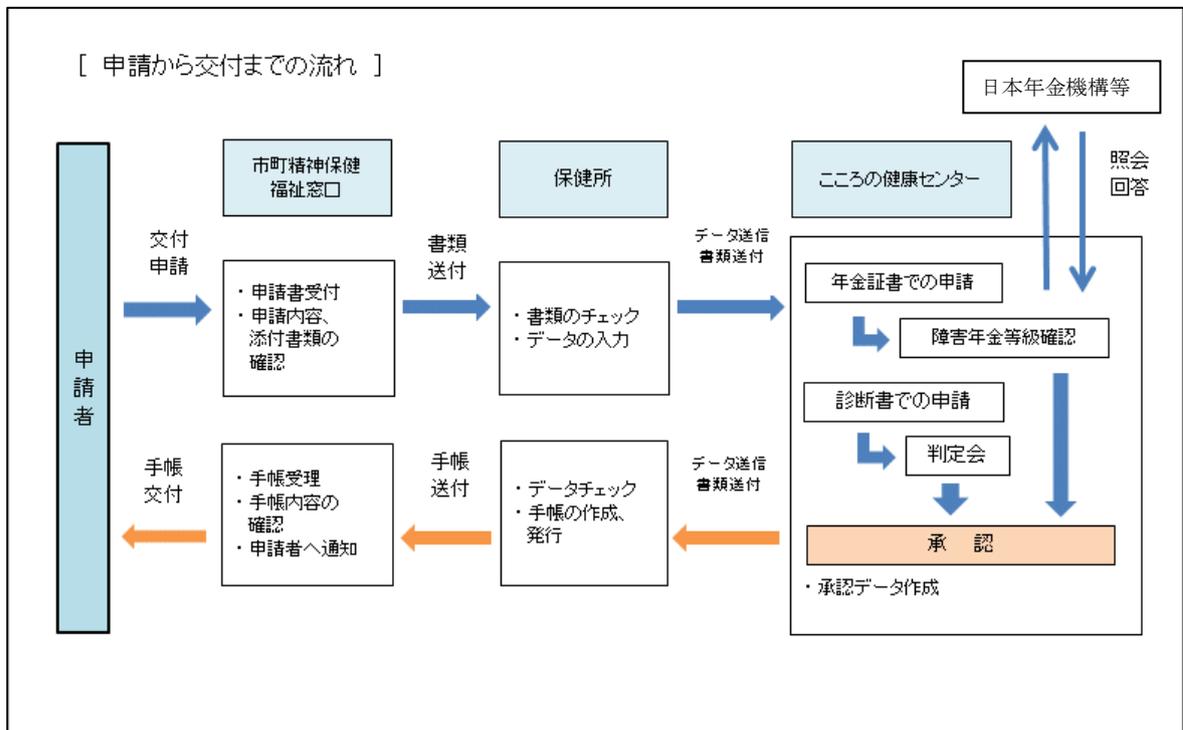
疾患 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
F0 症状性を含む器質性精神障害	764	806	852	816	832	894	831	848
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	141	125	113	104	106	105	106	96
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,704	2,619	2,490	2,500	2,485	2,433	2,446	2,362
F3 気分（感情）障害	318	324	337	354	330	333	349	340
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	49	59	51	58	55	56	61	52
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	17	21	17	17	9	12	22	9
F6 成人の人格及び行動の障害	13	17	16	15	19	16	17	20
F7 精神遅滞	100	96	102	119	109	100	118	109
F8 心理的発達の障害	52	60	68	60	50	65	46	65
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	28	24	21	32	29	33	33	37
てんかん (F0に属さないものを計上)	34	39	41	33	29	23	23	19
その他	28	15	17	20	51	57	37	29
合計	4,248	4,205	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986

10 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、「診断書添付」によるものと「年金証書（写）添付」によるものの2種類がある。

「診断書添付」によるものは判定会で判定を行い、「年金証書（写）添付」によるものは日本年金機構中央年金センター等に障害年金受給の有無及び等級などを照会し、各々おおむね月2回の承認事務を行っている。



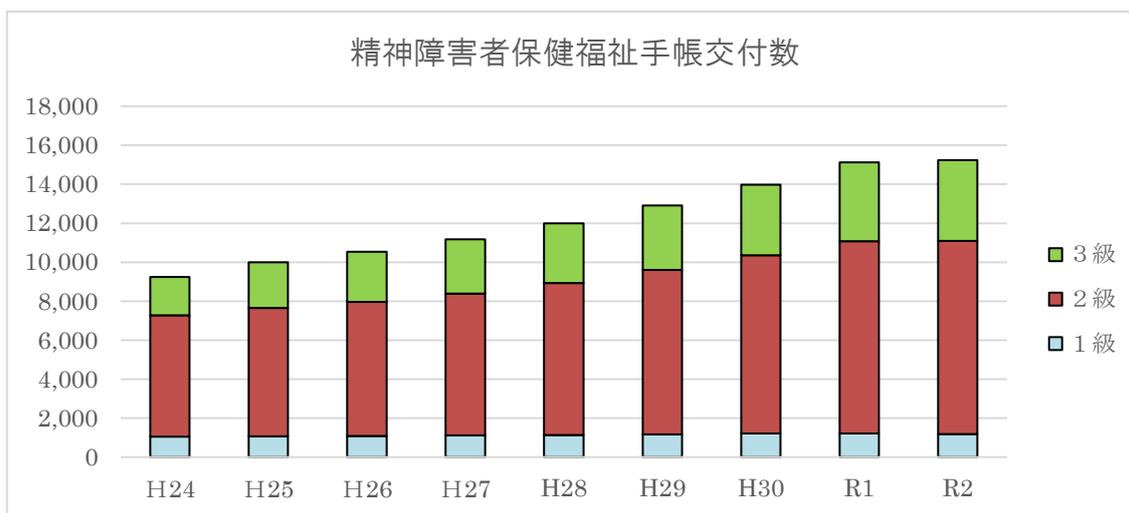
(1) 令和2年度 交付状況

	診 断 書	年 金 証 書	合 計
交 付 者 数	4,275	2,913	7,188
うち新規	1,249	183	1,432
うち更新	3,026	2,730	5,756

令和2年度中の交付者数7,188件のうち、新規は1,432件で19.9%を占めており、昨年度の22.3%に比べ微減となっている。申請の方法は診断書によるものが59.5%、年金証書によるものが40.5%であった。

(2) 手帳の所持者数 (各年度末)

年度 等級	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1 級	1,057	1,073	1,088	1,117	1,140	1,170	1,220	1,223	1,188
2 級	6,224	6,585	6,874	7,279	7,794	8,423	9,130	9,845	9,908
3 級	1,963	2,342	2,573	2,784	3,059	3,309	3,621	4,059	4,144
計	9,244	10,000	10,535	11,180	11,993	12,902	13,971	15,127	15,240
伸び率	107%	108%	105%	106%	107%	108%	108%	108%	101%



手帳の所有者数は、優遇制度の増加に伴い、平成17年度までは対前年度比で大きな伸び率（17%～32%）を示していた。伸び率は平成18年度に初めて一桁台（6%）になり、平成24年度以降も一桁台の伸び率で、手帳所持者の増加傾向が続いている。

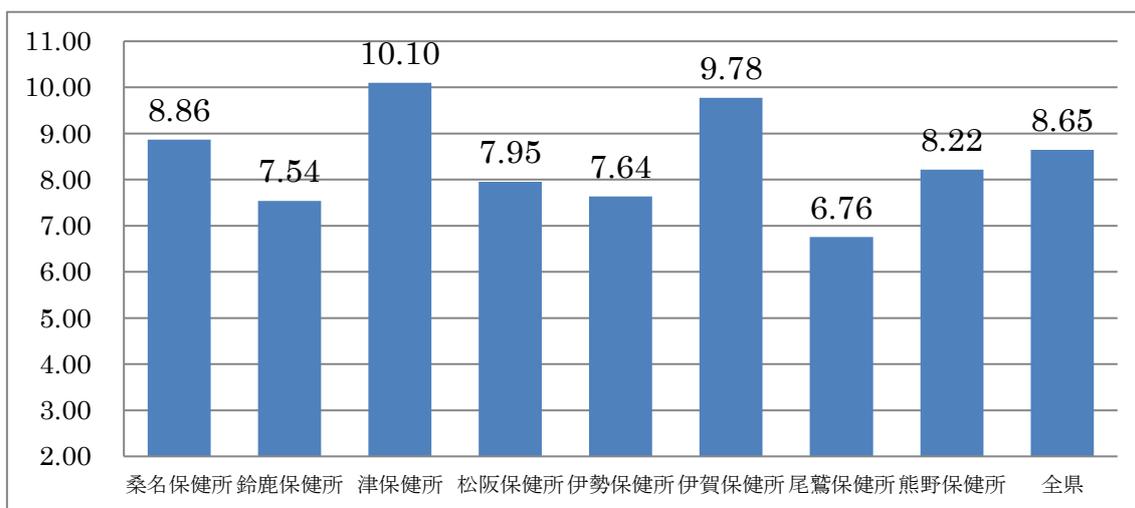
(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率

(令和3年3月末現在)

※ 管内人口は令和3年4月1日現在

等級 保健所名	1級	2級	3級	合計	対千人当たり 所持率 ※
桑名保健所	501	3,436	1,261	5,198	8.86%
鈴鹿保健所	129	1,146	570	1,845	7.54%
津保健所	197	1,827	740	2,764	10.10%
松阪保健所	83	1,017	517	1,617	7.95%
伊勢保健所	102	1,077	549	1,728	7.64%
伊賀保健所	147	1,057	399	1,603	9.78%
尾鷲保健所	11	140	55	206	6.76%
熊野保健所	18	208	53	279	8.22%
全 県	1,188	9,908	4,144	15,240	8.65%

対千人あたり所持率



1 1 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

平成14年度から精神通院医療費公費負担制度の「判定事務」及び「承認事務」を行っていたが、平成18年度に同制度が「障害者自立支援法」に移行されたこととともに、平成22年度に診断書の内容審査等の「判定事務」はセンターで行い、自給者証の発行等の「承認事務」は各保健所で行うことに整理された。

なお、平成25年度に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に移行されている。

この制度は、精神障がい者の社会復帰の早期実現をめざし、精神障がい者が病院等で適正医療を受けやすくするために、医療費の90%に相当する額を保険給付とあわせて公費で負担する制度である。

(1) 受給者証認定申請件数（令和2年度）

単位：件数

申請件数	承認件数		不承認	取下げ	保留
	新規				
9,643	9,594	3,327	6	8	35
		6,267			

注) 承認件数には、前年度に保留となり承認された件数を含む。

(2) 受給者証所持者数（年度別）

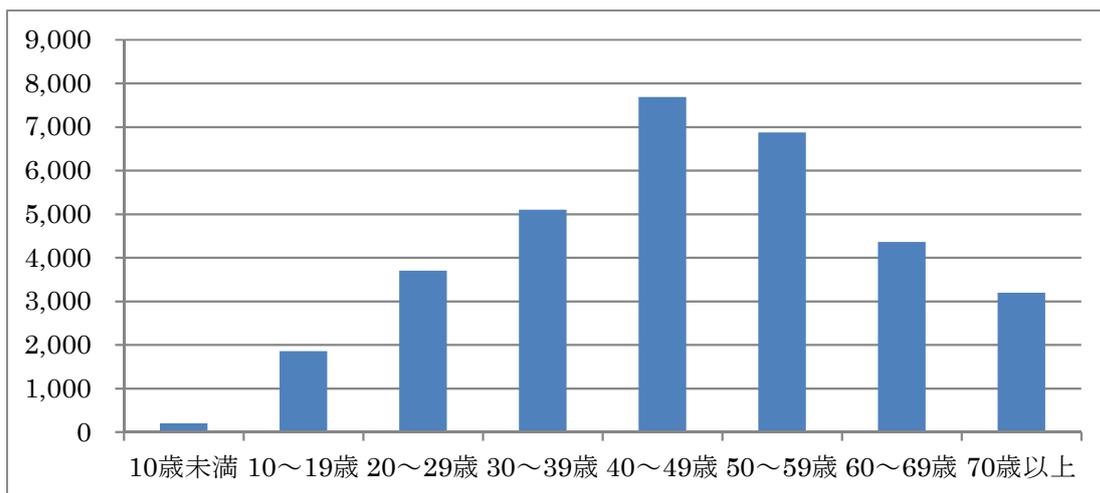
単位：人

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
所持者数	23,739	24,563	25,460	26,017	26,972	27,883	28,866	30,263	32,963
対前年度 伸び率	1.04	1.03	1.04	1.02	1.04	1.03	1.04	1.05	1.09

(3) 受給者証所持者数（年齢別）

単位：人

10歳 未満	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70歳 以上	計
201	1,851	3,699	5,102	7,685	6,875	4,357	3,193	32,963



(4) 受給者証所持者（疾患別）

疾患名			人数	割合
1	器質性精神障害	(F0)	1,138	3.5%
2	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	(F1)	593	1.8%
3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	(F2)	7,761	23.5%
4	気分障害	(F3)	13,519	41.0%
5	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	(F4)	3,700	11.2%
6	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症状	(F5)	139	0.4%
7	成人の人格及び行動の障害	(F6)	155	0.5%
8	精神遅滞	(F7)	575	1.7%
9	心理的発達の障害	(F8)	1,917	5.8%
10	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	(F9)	1,108	3.4%
11	てんかん	(G40)	2,227	6.8%
12	分類不明		131	0.4%
合計			32,963	100.0%

(5) 受給者証所持者数及び所持率（保健所別）

（令和3年3月末現在）

保健所名	項目	令和2年度	管内人口	千人あたり所持率
桑名保健所		12,074	586,408	20.59 %
鈴鹿保健所		4,514	244,654	18.45 %
津保健所		5,589	273,674	20.42 %
松阪保健所		3,324	203,342	16.35 %
伊勢保健所		3,288	226,316	14.53 %
伊賀保健所		3,193	163,984	19.47 %
尾鷲保健所		475	30,483	15.58 %
熊野保健所		506	33,960	14.90 %
全 県		32,963	1,762,821	18.70 %

※ 管内人口は令和3年4月1日現在

1.2 その他

(1) 心神喪失者等医療観察法関連

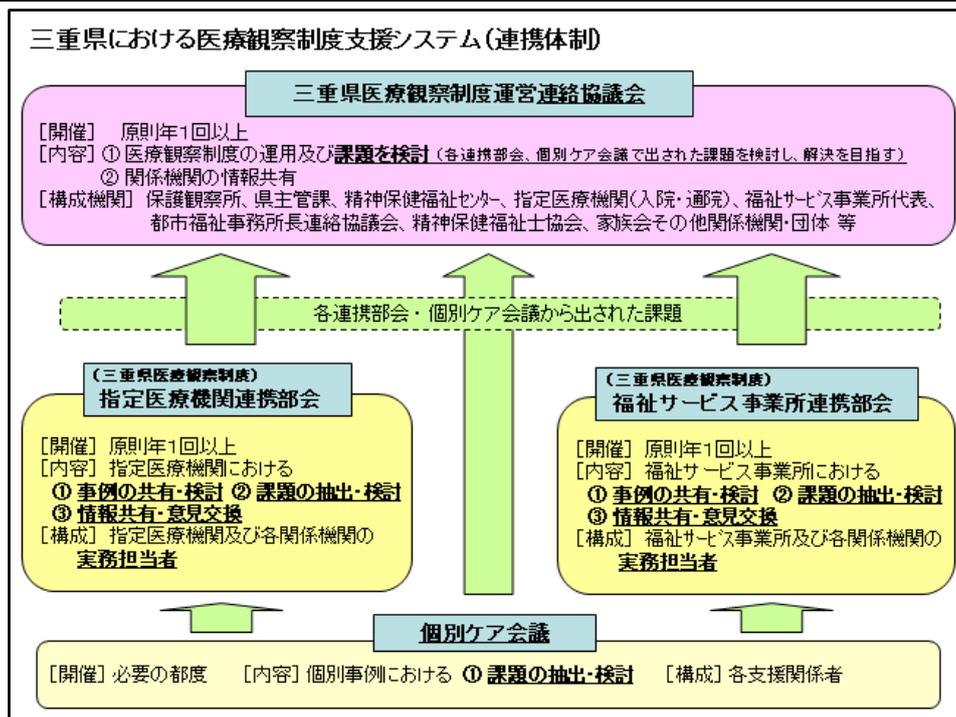
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」は平成15年7月に成立・公布され、平成17年7月に施行された。

同法では、保護観察所が対象者の処遇のコーディネーター役を果たすこととされている。対象者ごとに地域での医療や援助に携わるスタッフによる「地域処遇検討会議」「ケア会議」が開催され、情報の共有や処遇方針の統一を図っている。

【支援状況】

当センターでは、対象者の退院後の地域生活に向けた「地域処遇検討会議」及び「ケア会議」に参加し、各地域機関へ技術支援を行っている。また「三重県医療観察制度運営連絡協議会」「三重県医療観察制度指定医療機関連携部会及び福祉サービス事業所連携部会」等の開催は、三重県医療保健部健康推進課精神保健班及び津保護観察所と協力して運営を行っている。

内 容	参加・協力等回数
「地域処遇検討会議」「ケア会議」への参加	22回
連絡協議会・部会等への参加 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、「三重県医療観察制度指定医療機関連携部会及び福祉サービス事業所連携部会」は中止。「三重県医療観察制度運営連絡協議会」は書面開催。	1回



(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業は、平成15年度からモデル事業としてスタートした。平成18年度からは県内全圏域を対象として相談支援事業所等への委託事業として実施され、各圏域単位で「地域移行支援協議会」が開催された。

その後の制度改正で地域移行支援協議会は廃止されたが、地域支援ネットワークの場合は、各圏域・市町障害者自立支援協議会の「精神部会」「地域移行部会」等に引き継がれ、主に障がい者（総合）相談支援センターなどが中心となって開催している。

【支援状況】

当センターでは、地域づくり（地域支援ネットワークの整備）の視点から、各地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議への支援のため、地域の「精神部会」「地域移行部会」等に参加している。

内 容	参加・支援回数
「精神部会」「地域移行部会」等への参加	7回

(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、県・圏域・市町の各単位で障害者自立支援協議会が開催されることになった。県障害者自立支援協議会の事務局は「県障がい福祉課・健康推進課・こころの健康センター」となっている。

県障害者自立支援協議会には、「運営会議」のほか、「基幹相談支援センター等会議」「地域移行課題検討部会」「人材育成検討部会」等が位置付けられており、相談支援体制強化・自立支援協議会活性化に向けたシステムづくりに取り組んでいる。

【支援状況】

当センターでは、精神障がい者支援・地域支援ネットワーク（地域づくり）・支援者への人材育成の視点から、県障害者自立支援協議会に参加している。

内 容	参加・支援回数
県障害者自立支援協議会・運営会議等への参加	5回

Ⅲ 資料集

1 メールマガジン（第 40 号～第 42 号）

第 40 号 令和 2 年 9 月発行

第 41 号 令和 2 年 11 月発行

第 42 号 令和 3 年 3 月発行

センター日より こころの健康 第40号

令和2年9月発行

三重県こころの健康センターです。第40号は新型コロナウイルス感染症とこころの関係についてお伝えします。また、残暑が続きますが、体調を崩されることのないよう気をつけてお過ごしください。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のこころへの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、仕事がなくなった(減少了)、住まいを失い、家族がいつもいる状況でストレスを感じる、など、生活面でのさまざまな苦労や、生活が立ちいかなくなることへの不安など、様々なストレスを感じている人が増えています。こころの病気があってもなくても影響があり、不安定になります。また、子どもたちにも影響が考えられ、夏休みなど長期休み明けに自殺が増加しやすいことが知られています。今回の新型コロナウイルス感染症拡大による長期の休校措置や外出自粛の影響がリスクになるといえます。

また、働き方も変化し在宅勤務などが広がる中、医療従事者も含めたエッセンシャルワーカー(生活必須職種従事者)とも呼ばれる社会の機能を維持するために不可欠な職業につく人たちのストレスも増大しています。皆が大変な状況に置かれる中で心身に不調をきたすなど、自殺の危険性が高まっている人たちが少なくない状況です。災害直後は自殺者数が減少しますが、その後自殺リスクが高まるのが考えられます。

新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、わたしたちの生活には大きな影響が出ています。中には、不眠、不安やいららを抱え、心身の不調を感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

○三重県こころの健康センター

月～金曜日 午前9時～午後4時 * 祝日、年末年始を除く
電話 059-253-7821

○こころの傾聴テレフォン(話しを「聴く」ことに重点をおいた傾聴電話)

月～金曜日 午前10時～午後4時 * 祝日、年末年始を除く
電話 059-223-5237 または 059-223-5238

○医療従事者の方のこころの相談窓口

月～金曜日 午前9時～午後4時 * 祝日、年末年始を除く
電話 059-223-5243

○自殺予防電話相談(当面の間、以下のとおり実施いたします)

月～金曜日 午後1時～午後4時 * 祝日、年末年始を除く
フリーダイヤル 0120-01-7823 (三重県内のみ)

電話 059-253-7823

自殺予防週間について

自殺予防週間とは、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及し、これらに対する偏見をなくすとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。例年、9月10日～9月16日までとしていますが、18歳以下の自殺が長期休業明けに急増する傾向があることから、今年度は実施を早め全国的に啓発を8月17日から9月18日まで実施することとしています。三重県においても、広く県民の皆さんに呼びかけるため、各庁舎等では自殺予防週間のコーナーを設置した啓発活動を行います。

わかちあいの会について

自死でご家族を亡くされた方で集まり、突然亡くなった大切な方への悲しみや深い思いを語り合う場『自死遺族の集い(わかちあいの会)』を開催しています。安心して語り、聴くことで、同じ思いをした方々と思いを共感することができま

秘密厳守、無理に話さなくてもかまいません

開催日時：原則奇数月の第4土曜日 13時30分～15時30分

参加費：無料

参加ご希望の方はお問い合わせください。

その他、三重県内には、自死遺族サポート団体『ガーベラ会』わかちあいの会もあります。詳しくはこちらからご参照いただけます。 ⇒ <http://www.miegabera.jp>

依存症問題家族教室について

薬物・アルコール・ギャンブル等の依存問題で困っているご家族にお集まりいただき、共通する多くの悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりする場として「家族教室」を開催しています。「依存症」について学び、適切な対応方法を話し合い、さらにはご家族自身を振り返る機会としても考えています。

開催日時：令和2年8月から令和3年2月(全5回シリーズ)

14:00～16:00(テーマミーティング + 家族ミーティング)

対象：依存症問題等でお悩みのご家族(支援関係者の方もご参加いただけます)

※ 参加には事前の申し込みが必要となります。

初めて参加をご希望される方は、開催日以前に来所面談を行いますので、あらかじめお電話でお問い合わせください。



ひきこもり家族教室について

このころの健康センターではひきこもり地域支援センターを設置し、相談業務等、様々な研修を行っています。多くはご家族からの相談の対応、また、支援者向け研修会、県民対象の講演会を開催しています。ご家族の方がひきこもりについて正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し、学ぶ場、また、家族としての同じ思いを共有することのできる場として「家族教室」を開催します。

内容:

日程	内容
第1回 9月10日(木) 場所:64会議室	「ひきこもりの理解と対応」 三重県こころの健康センター所長 精神科医師 楠本 みちる
第2回 11月12日(木) 場所:64会議室	「ひきこもり当事者および家族の体験発表と対談」 ひきこもり経験者とひきこもり経験者の家族
第3回 令和3年1月7日(木) 場所:65会議室	「家族のグループセッション」 三重県立こころの医療センター 公認心理師 榎原 規之氏
第4回 令和3年3月11日(木) 場所:66会議室	「地域の社会資源と社会参加について」 三重県こころの健康センター職員

対象:ひきこもり等でお悩みのご家族(支援関係者の方もご参加いただけます)

※ 参加には事前の申し込みが必要となります。

初めて参加をご希望される方は、開催日以前に来所面談を行いますので、あらかじめお電話でお問い合わせください。

●ひきこもり・依存症専門電話相談(三重県こころの健康センター)

TEL 059-253-7826

毎週水曜日 午後1時～午後4時

(祝日・年末年始を除く)

●ひきこもり専門面談相談(予約制) ●依存症専門面談相談(予約制)

ひきこもり・依存症に関するお困りごとは、ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

※わかちあいの会、依存症問題家族教室、ひきこもり家族教室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を見合わせる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

発行:三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津市役所保健所棟 2階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL:<http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO/HP/>



サポートします！
こころの健康

センターだより こころの健康 第41号

令和2年11月発行

11月、枯れ葉舞う季節となり冬の気配を感じるようになってきました。今号は、「アルコール健康障害」についてお知らせします。

近年のアルコール健康障害対策の動き

アルコール健康障害対策については、平成26年6月に施行された、アルコール健康障害対策基本法に基づき、平成28年5月にアルコール健康障害対策推進基本計画が閣議決定され、関係省庁と連携して飲酒リスクに関する普及啓発や切れ目のない支援体制の整備などの対策を進めています。

三重県においても、平成29年3月に三重県アルコール健康障害対策推進基本計画を策定し、「飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底してアルコール健康障害の発生の防止を図るとともに、相談体制、治療体制の整備や関係機関の連携強化などにより、アルコール依存症の方を早期に発見して治療に繋げ、社会復帰に向けて本人やその家族をしっかり支える体制づくりを進めることとしています。

11月10日から11月16日はアルコール関連問題啓発週間

不適切な飲酒は、臓器疾患や依存症などアルコール健康障害の原因となります。さらにアルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺など、その人の家族や周囲の人々への深刻な影響や重大な社会問題を引き起こします。

この期間は、アルコール関連問題が身近な社会問題であるということ、を、広く県民の皆さんに知って頂くため、啓発コーナーを設置し、啓発活動を行います。

飲酒のルール

12の飲酒ルール（e-ヘルスネットに掲載されている12の飲酒ルール（一部改変））

①飲酒は1日平均純アルコール20g以内、②女性・高齢者は少なめに、③赤型体質（少量で赤くなる人）も少なめに、④たまに飲んでも大酒しない、⑤食事と一緒にゆっくりと、⑥寝酒は極力控えよう、⑦週に2日は休肝日、⑧薬の治療中はノーアルコール、⑨入浴・運動・仕事前はノーアルコール、⑩妊娠・授乳中はノーアルコール、⑪依存症者の治療目標、⑫定期的に健診を

「節度ある適切な飲酒」の量（1日平均純アルコール20g以内）

	ビール	中びん1本 (500ml)			
	日本酒	1合弱 (180ml)			
	ワイン	クラス2杯 (240ml)			
	ウイスキー	ダブル (60ml)			
	焼酎	0.5合 (90ml)			



「アルコール依存症」は回復可能

アルコール依存症については、生涯において依存が疑われる人数が約107万人といわれている中で、治療を受けているのは10万人程度という状況です。

アルコール・薬物・ギャンブル等をはじめとする依存症は、適切な治療とその後支援によって、**回復可能な疾患**でありながらも、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見もあり、本人やその家族が適切な治療や支援に結びついていないのが現状です。

依存症は「否認の病気」ともいわれられており、本人は「**自分は病気ではないと否定する、嘘をついてまでアルコールを飲み続ける**」といったことがみられ、治療や支援へのつながりにくさがあります。そのため、最初に相談に来るのには、本人よりもその家族であることが多いです。家族の多くは依存症の影響により疲弊しており、支援を必要としています。家族が正しい知識を持ち、本人に適切に働きかけることで、本人の治療・回復につながりやすくなります。

「依存症からの回復のために大切なことは、単に依存対象から離れることではなく、「依存せざるを得なくなった」背景にある本人の「生きづらさ」を理解していくことです。

そして、相談機関に適切につながり続けることが、解決の糸口となり、依存症からの回復につながります。

三重県こころの健康センターでは、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症問題に悩まれている本人やそのご家族の相談支援に応じています。

平成31年1月、当センターは**アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症**における**三重県全体の核となる相談拠点**となりました。

お気軽にご相談ください。



●ひきこもり・依存症専門電話相談(三重県こころの健康センター)

TEL 059-253-7826

毎週水曜日 午後1時～午後4時

(祝日・年末年始を除く)

●ひきこもり専門面接相談(予約制) ●依存症専門面接相談(予約制)

ひきこもり・依存症に関するお困りごとは、ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

当センターで、依存症フォーラムを開催しましたので、お知らせします。

「令和2年度 依存症フォーラム（8/29（土）」（NPO法人三重ダルクとの共催）

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催とし、YouTubeでのライブ配信をさせていただきました。

「依存症自助グループと障害者運動：無力の力、他力と自力」と題して、講師の熊谷 晋一郎氏（東京大学 先端科学技術研究センター 准教授）にご講演頂きました。熊谷氏は脳性まひの当事者であり、当事者研究を専門にされています。ご講演では、「自立」とは、依存のない状態を言うのではなく、誰か一人に深く依存していると思わずに済む状態のことである。自力とは、自分で決めて、自分で責任をとること、他力とは、自分依存の解除、仲間とつながることである、といった興味深い内容をご自身の経験に基づきながらお話しいただきました。

また、依存者に「問題がある人」というラベルを貼るのではなく、「人として生きる上で、依存の一側面がある」という理解が共有される必要がある。依存者という役割にその人を閉じ込めないようにしなければならぬ、といった支援者にとって非常に重要な視点をご教授いただきました。

<ご案内> センターでは以下の講演会・研修会を予定しています。

詳細は[センターホームページ](#)をご覧ください

令和2年度 依存症に関する講演会

令和2年11月27日（金）14時00分～16時30分 三重県津庁舎 大会議室

「ギャンブル等プロセス依存の対処法

～金銭問題の解決と生活環境改善に向けて～」

講師 認定NPO法人ワンデーレポート理事長

司法書士

稲村 厚 氏

発行：三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします！
こころの健康

センターだより こころの健康 第42号

2021年3月発行

みなさん、春の日差しがますます増えてきておりますが、いかががお過ごしでしょうか。今号は、「ひきこもり支援」と「自殺対策」についてお知らせします。

「[三重県ひきこもり地域支援センター](#)」はこころの健康センター内に設置されており、概ね18歳以上の本人や家族への支援をしています。

今年度は感染予防の観点からオンラインで、ひきこもり講演会、ひきこもり支援者スキルアップ研修会を開催しましたので、お知らせします。



令和2年度 ひきこもり講演会（令和3年1月25日） 「わが子のひきこもりを長期化させないために」 ～家族ができること～

講師 筑波大学医学医療系 社会精神保健学 教授
斎藤 環 先生

講演の一部をご紹介します。

- ・ 子供の頃のいじめが成人後の健康状態に影響を及ぼすこと。
- ・ 「ひきこもっている人は たまたま困難な状況にあるまともな人」
- ・ ひきこもりの出口とは自分自身の状態を肯定的に受け入れられるようになること
- ・ 家族の基本的な構えとして「本人が安心してひきこもれる関係づくり」両親が一致団結することが大切だけれど、これが難しい家庭が多い。
- ・ ひきこもる子に敬意ある態度で、「あなたのことをもっと知りたい。」と対話を続けてください。
- ・ 挨拶をすること
- ・ 親にとって大事な事柄は本人にとっても苦痛なことが多いので、控えるのがマナー。
- ・ 意味のない話をしてください。例えばゲーム、マージャン、ペットのこと一緒にボードゲームをするのもいい。
- ・ パソコン、スマホなどの機械に関することを聞くのも良い。
- ・ 両親が対話していることも大切。
- ・ 暴力がある場合は「嫌だ」と拒否をすること。「暴力はダメ」ではなく「嫌」ということ。
- ・ 親の助言は役に立たない。親の焦りは子供を支配したい気持ちの表れ。
ほかにもたくさんさんの学びがありましたが、お伝え切れないのが残念です。

令和2年度 ひきこもり支援者スキルアップ研修会

第1回 「ひきこもりに関する理解と支援」

講師 原田 豊 医師（鳥取県立精神保健福祉センター 所長 精神科医師）
「ひきこもり当事者の体験発表」ひきこもり経験者

第2回 「ひきこもり支援の実際～三重県内のひきこもりの居場所の紹介～」

講師 いなべ市、松阪市、伊勢市、紀宝町、伊賀市の各社会福祉協議会

1 回目は原田先生からひきこもりに関する基礎理解から回復に至る過程を本人のエネルギー量を図式化していただき、「支援のスタートのポイントはここ！」と分かりやすく教えていただきました。

ひきこもりの経験者の方からは、「ひきこもるのままの状態でいたい気持ちがあるが99%」このままではいけないと思う気持ちがあるが1%だけでも支援機関に相談に行き、支援機関の事務所の扉をノックすることができずに1回目は帰ってしまおうとしたけど、電話をして次の相談の約束をした。

相談につながるまでに様々な思いをしながら来てくださったこと。

今は動いているけれども、孤独を感じ、苦しい思いをしていることはひきこもっていった時と変わらない、今の方が孤独に感じることがある、と教えていただきました。

2回目は県内の市町のひきこもりの居場所の紹介をしていただきました。

いなべ市社協からは居場所提供だけでなく、地域課題を皆で考え、啓発活動も行っていきます。

松阪市社協は、「今日の気分カード」を使って、利用される方がしたいことの希望を聞き、すぐに対応できる工夫をしながら居心地のいい場の提供を心がけていました。

伊勢市社協はご本人が参加する場合は「ひきこもり」という言葉を使わず、居場所から就労に結び付けられるような段階的な支援とご家族の居場所、サポーター養成をしていると紹介していただきました。

紀宝町社協は「ひきこもりは特別じゃない(DVD)」を作成し啓発に力を入れていました。

伊賀市社協は本人のやりたいことを叶える居心地のいい場所を提供するとともに、次のステップに進めるための視点を持ちつつ支援していただいていること、地域の皆さんにも正しい理解をしていただけるような啓発活動も工夫されていました。

●ひきこもり・依存症専門電話相談(三重県こころの健康センター)

TEL 059-253-7826 毎週水曜日 午後1時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

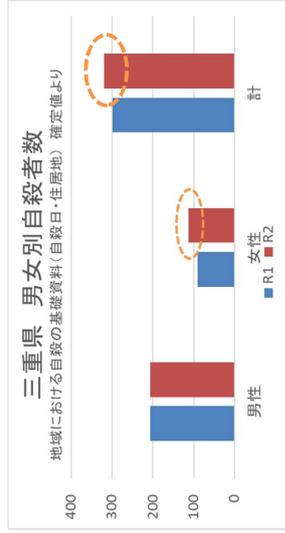
●ひきこもり専門面接相談(予約制)

ひきこもりに関するお困りごとは、ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

3月は自殺対策強化月間です

春は進学や就職、職場の配置転換など生活環境が大きく変化する季節です。さらに新型コロナウイルス感染症の影響など変化がストレスとなりやすく、毎年自殺者数が増加する時期でもあることから、3月は自殺対策強化月間となっております。

また、厚生労働省が発表した「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」「(確定値)」によると、全国の自殺死者数は前年から933人増加の20,907人でした。三重県では319人で前年から21人増加しました。



全国、三重県ともに自殺者数が増加しています。特に、女性や若年層の増加が目立ち、新型コロナウイルスの流行で生活苦や学業などの悩みが深刻化していると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、わたしたちの生活は大きく変化しています。悩みをかかえたり、さ、つらい気持ちになったときは、一人で抱え込まず、まずは相談してみませんか？

●自殺予防・自死遺族電話相談(三重県こころの健康センター)

フリーダイヤル 0120-01-7823

TEL 059-253-7823

月～金曜日 午後1時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

【自殺予防夜間・休日電話相談】

TEL 059-334-5245

(なお、4/1以降は ナビダイヤル0570-064-556となります)

月～金曜日 午後4時～午前0時および土日祝日、年末年始 午前9時～午前0時

●こころの傾聴テレフォン

TEL 059-223-5237、059-223-5238

月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く)



サポートします！
こころの健康

発行：三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2 階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

2 令和2年度 三重県こころの健康センター業務の方向性

● 三重県こころの健康センター業務全般の方向性

1. 精神保健医療福祉行政において、総合的な技術支援を行う機関として精神保健福祉活動の推進の中核となる機能を備えるよう努力する。
2. メンタルヘルスに関する悩みを抱えた方々への人権に対して十分な配慮を払いながら業務を行う。
3. 他機関の業務に対する支援を行い、各分野・地域のネットワークを有効に機能させるよう努める。
4. 公正な事務処理を行う。

● 個別業務における方向性と具体的取り組み

1 技術指導・技術支援

(方向性)

- ① 保健所・市町を始めとして精神保健福祉に携わる支援機関への支援を行う。
- ② 技術指導・技術支援が、各地域でより活動展開できるような仕組みを整える。

(具体的取り組み)

支援機関からの相談、事例検討などに積極的に応じる。

2 教育研修（精神保健福祉基礎・専門研修）

(方向性)

「精神保健福祉」をテーマにした、関係機関職員のスキルアップを目的とした研修とする。

(具体的取り組み)

精神保健福祉に関して、専門的で時宜を得た内容の研修を企画する。

3 普及啓発（広報啓発・情報発信）

(方向性)

- ① ホームページの充実を図る。
- ② メールマガジンなど、引き続き積極的な啓発・情報発信に取り組む。

(具体的取り組み)

- ① ホームページによる情報発信・情報提供をタイムリーに行う。
- ② 関係機関や県民向けのメールマガジン（年数回発行）を継続する。
- ③ 県民公開講座や街頭啓発などの普及啓発活動を行う。

4 精神保健福祉相談（専門相談）

（方向性）

「ひきこもり・依存症」「自殺予防・自死遺族」の専門相談の体制を継続するとともに、相談の質の向上に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 他の相談機関で実施し難い専門的な相談を受ける。
- ② 疾患、状態像、今後の見通しなどの評価を行い、必要時は適切な関係機関につなぐ。

5 組織育成・支援

（方向性）

三重県内の団体を束ねている機関・組織を対象に、活動が活性化するよう支援を行う。

（具体的取り組み）

種々の当事者団体、家族会などへの支援を行う。三重県精神保健福祉協議会の事務局運営を行う。

6 薬物相談ネットワーク事業（依存症対策）

（方向性）

三重県内の依存症の支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による依存症支援ネットワークを機能させるため、各圏域でネットワーク会議を開催する。
- ② 依存症相談に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ③ 当センターの依存症相談機能を充実させ、家族教室を開催する。

7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（方向性）

「三重県ひきこもり地域支援センター」として技術支援を関係機関に対して実施し、かつひきこもり支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による「ひきこもり支援ネットワーク」を機能させるため、ネットワーク会議を開催する。
- ② ひきこもり相談機能を充実させ、家族教室・家族のつどいを開催する。
- ③ ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ④ 「ひきこもり社会資源情報」の作成・運用を行う。

8 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

（方向性）

- ① 市町が、地域特性にあった自殺対策計画を策定し、効果的な自殺対策を推進できるよう支援する。
- ② 自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう関係機関のネットワークの推進を図る。

（具体的取り組み）

- ① 地域でより自殺対策が実施できるよう所管課・保健所等と連携し、市町・民間団体への相談支援、技術的助言、自殺統計等必要な情報を提供する。
- ② 自殺予防に関する各種研修会を実施し、人材育成を行う。
- ③ 関係機関が集まる場を提供し、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

9 こころの健康危機管理

（方向性）

- ① 関係機関が「災害時のこころのケア」と「D P A T」の役割を理解し、取り組めるように体制づくりを行う。
- ② 災害時のこころのケアについての情報提供と啓発に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① D P A Tや災害時のこころのケア等に関する研修会を開催し、災害時精神保健医療に関する知識・技術の普及を図る。
- ② ホームページやメールマガジンなどで情報提供、啓発を行う。

10 三重県精神医療審査会の審査に関する事務

（方向性）

- ① 精神保健福祉法に基づいた適切な対応を迅速に行う。
- ② 入院患者の人権擁護の視点を強化していく。

（具体的取り組み）

- ① 精神医療審査会全体会で審査の趣旨を確認し、課題・問題点等を議論する。
- ② 精神医療審査会 退院請求等の意見聴取の調整などを迅速に行い、入院患者の人権擁護が滞りなく行われるよう努める。
- ③ 入院患者、家族等からの電話や手紙などには、精神保健福祉法に基づき、適切で丁寧な対応を行う。

11 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定

（方向性）

精神保健福祉法や障害者総合支援法に基づいて、保健所・市町と連携しながら、適切な業務を行う。

（具体的取り組み）

情報共有の場を持つ（保健所担当者会議の開催など）。

12 その他

(1) 保健所担当者会議の開催

(方向性)

保健所職員に対して精神保健に関する知識や技術について提供し、情報共有を行い、意思疎通を図る。

(具体的取り組み)

保健所担当者会議を実施する。

(2) 三重県精神保健福祉協議会事務局の運営

(方向性)

① 三重県精神保健福祉協議会の事務局として、引き続き精神保健福祉の「普及・啓発」及び「団体の育成」を行う。

② 三重県精神保健福祉協議会の活動PRに取り組む。

(具体的取り組み)

① メンタルヘルスだより「りれいしょん」を発行し、精神保健福祉の普及・啓発を行う。また、助成事業により、団体の育成を行う。

② 三重県精神保健福祉協議会会長表彰、三重県福祉関係功労表彰候補者の推薦事務を行う。



令和2年度版
三重県こころの健康センター所報

令和4年2月発行

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34
三重県津庁舎保健所棟2階
電話 059-223-5241 (代)